

「令和 3 年度 包括外部監査結果報告書」の概要について (水道事業に関する経営管理について)

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

(1) 監査する事件

水道事業に関する経営管理について

(2) 監査する事件の選定理由

水道事業は市民の水需要に応じて水道を通じて水を供給するものであり、原則として自治体が管理・運営する。この事業の特徴は、いわゆるライフラインの中核として、国民の生命維持に極めて重要な事業と位置付けられ、ほぼ全ての国民及び各事業所、施設からの需要があるという点である。その一方で人口が大きく減少する地域においても水の需要がある限り、安易に事業を縮小・廃止できないという課題もある。

広島市では地方公営企業法第 14 条の規定に基づき、広島市水道局を設置し、管理者の権限に基づく事務処理を行っている。広島市水道事業の設置等に関する条例第 2 条では「水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない」と規定され、独立採算の経済性推進と公共の福祉増進の両方の追求を同時に求めている。

加えて広島市は市域の一定部分がいわゆる三角州(デルタ)地帯に立っていることや、土砂災害の危険性の高い中山間地域も多くあり、従前より水害に対する脆弱性を否定できない自治体である。平成 30 年 7 月の西日本豪雨災害をはじめ過去に甚大な豪雨被害を広島市でも受けたことから、市に対して災害に強い水の供給体制が強く求められている。

他方、水道事業の安定化や規模の経済による効果創出を求めて、広島県では広島県及び県内市町間での広域連携を推進している。これに関して広島市は、現段階では十分単独事業体として水道事業の運営を行うことが可能である中、広島県の企業団方式は広島市の経営改革になじまないとの理由から、統合以外の連携を選択しており、今般の統合による連携には慎重な立場であると考えられる。広島市としては統合以外の連携で他市町との水道事業に関する協力関係を構築する方針としている。

また、広島市水道局では、経営環境の変化に対応するため、平成 21 年(2009 年)12 月に事業運営の指針となる「広島市水道ビジョン」を策定・公表した。

なお、「広島市水道ビジョン」はその後の水道事業を取り巻く厳しい経営環境の変化や、平成 23 年(2011 年)3 月に発生した東日本大震災及び平成 26 年(2014 年)に広島市内で発生した豪雨災害による多くの住宅や事業所の断水を受けて、平成 30 年(2018 年)2 月に改定を行っている。「広島市水道ビジョン」の改定からおおよそ 3 年経過し、本年度における包括外部監査の実施は直近の中期経営計画(計画期間平成 30 年度(2018 年度)～平成 33 年度(2021 年度)の 4 年間)の最終年度に該当する。このことから「広島市水道ビジョン」及び「中期経営計画」の遂行状況、計画と実績の乖離の有無及びその程度、計画の達成度合いを検証する良い機会と考えられる。

また、水道事業を企業として見た場合、広島市水道局の令和 3 年 3 月期決算では、水道事業収益 24,834 百万円、総資産額 220,177 百万円、負債合計 114,523 百

万円と一般事業会社であれば大企業に匹敵する規模である。この規模の民間事業会社であれば会社法など法律に基づく会計監査の対象となるものであり、今回会計の専門家による視点から決算数値を検証する意義もあると考える。

水道事業は市民の生命維持に大きく影響する極めて重要な水の供給に関わる事業であり、安定的かつ安全な水の供給及び自ら負担する水道料金について、特に市民の関心は高いものと考えられる。

これらを踏まえて、広島市の水道事業に関して、次の内容について検討することが広島市にとって有用であると考ええる。

1. 水の安定供給に向けた有効な組織体制が確立され、運営されているか。また、災害等の危機に対する備えが適切になされているか。
2. 広島市の水道事業に係る地方公営企業として法令規定を遵守した企業経営（契約管理、予算管理、収支管理及び財務執行）が行われているか。
3. 経済性と公共の福祉増進の両方を追求した偏りのない経営判断と事業運営がなされているか。
4. 「広島市水道ビジョン」及び「中期経営計画」の内容が当初の計画どおり遂行され、達成されているか。未達成の内容については今後計画期間までにどの程度まで達成できる見通しであるか。

よって「水道事業に関する経営管理」として、これを令和 3 年度包括外部監査の特定の事件として選定した。

3 監査の対象

(1) 監査の対象部署等

部課名
広島市水道局 企画総務課、財務課、人事課、営業部営業課、技術部調整課、技術部計画課、技術部技術管理課、技術部設備課、技術部水質管理課、技術部維持課、技術部給水課、技術部牛田浄水場、技術部緑井浄水場、技術部高陽浄水場、技術部府中浄水場

(2) 監査対象とした年度

令和 2 年度（令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで）を監査対象としているが、必要に応じて過年度や令和 3 年度についても監査の対象とした。

4 監査実施期間

令和 3 年 5 月 19 日から令和 4 年 1 月 13 日まで

5 監査の実施者

属性	資格	氏名
包括外部監査人	公認会計士	中 川 和 之
監査補助者	公認会計士	鈴 木 雅 士
監査補助者	公認会計士	黒 田 健 治
監査補助者	公認会計士	門 前 智
監査補助者	公認会計士	芦 立 祐 嗣
監査補助者	公認会計士	柴 田 俊 平
監査補助者	弁護士	一 久 保 直 也

6 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

7 監査の結果(指摘)及び意見の定義

本報告書における包括外部監査実施過程で発見した事項は「監査の結果(指摘)」と「意見」に分類して記載することとする。それぞれの定義は日本公認会計士協会公会計委員会研究報告第26号「地方公共団体の外部監査に関するガイドライン及びQ&A」に基づき、以下のとおりとする。

種別	定義内容
監査の結果 (指摘)	財務に関する事務の執行に関する違法性が認められるもの及び正当性がないと認められるもの 経営に関する事業の管理について、規則や規定等に違反している、もしくは著しく適切さを欠くと判断されたもの
意見	監査の過程で行政事務の合理性と能率性に関する事項が発見され、それが地方公営企業にとって有用かつ、いわゆる3E(経済性、効率性、有効性)の観点から改善が望まれるとされたもの

8 略号等

本報告書中、一部の元号については、以下のとおり略号を使用している。

略号	元号	凡例
S	昭和	S62=昭和62年
H	平成	H12=平成12年
R	令和	R1=令和元年

表中の数値については、単位未満を切り捨てており、合計や差引が合わない場合がある。なお、数値がゼロの場合は「―」とし、単位未満の場合及び計算結果がゼロとなる場合は「0」としている。

引用文、表及び図の下に、出所を記載している。表及び図については、市からの提供資料等を基に包括外部監査人(以下「監査人」という。)が作成している。また、一部の指標については、監査人において、市からの提出資料を基に作成した数値を用いて分析を行っている。

第2 監査の総括

1 監査の視点及び主な監査手続

(1) 監査の視点

水道事業の経営管理について、以下の視点から監査を実施した。

- ① 水道事業の経営管理が地方公営企業法はじめ各法令・条例及び諸規程に準拠して適切に行われているか
- ② 水道事業の経営管理に関して社会通念上著しく適正を欠き不当と判断される事項はないか
- ③ 水道事業の「広島市水道ビジョン」を含む事業計画・予算が、現状を的確に踏まえて適切に作成され、目的達成に向けて実行可能なものとして策定されているか
- ④ 水道事業の事業報告、決算報告書が会計基準その他関連規則に基づいて適正に作成されているか
- ⑤ 市民及び利用者の生命に関わる事業であることからその安全性が十分担保され、安定的な水の供給体制が確立され、利便性も十分確保されているか
- ⑥ 市民及び利用者に対し、水道事業について十分な周知徹底がなされているか。

また、地方公共団体は最少の経費で最大の効果を挙げなければならないとする観点(地方自治法第2条第14項)も踏まえて、いわゆる3E(経済性、効率性、有効性)に適うものかどうかの視点による監査も行った。

(2) 主な監査手続

主な監査手続は以下のとおりである。

ア 関係法令及び条例、規則の閲覧

事業遂行上の根拠となる地方公営企業法、地方公営企業法施行令、地方公営企業法施行規則をはじめとする関係法令を閲覧した。

イ 公表資料、管理資料の閲覧・分析

予算書、事業に関する各種管理資料・意思決定資料その他必要書類の閲覧・分析、証憑との突合、関係者からのヒアリング、現場視察、その他必要と認めた監査手続を実施した。

2 監査の結果(指摘)及び意見の記載方法について

監査の結果(指摘)及び意見については、まず番号、表題を掲げ、次に現状を示し、問題点を明らかにし、必要に応じて詳細な状況、広島市水道局の見解を示し、監査人の見解を記載している。

3 監査の結果(指摘)及び意見の一覧

対象項目	結果(指摘)	意見
(1)組織運営	0件	4件
(2)計画	0件	12件
(3)料金	0件	1件
(4)月次報告	0件	1件
(5)資産	6件	8件
(6)契約	0件	2件
(7)委託	0件	2件
(8)会計基準	7件	4件
合計	13件	34件

【監査対象別の監査の結果（指摘）及び意見の項目】

監査対象、監査の結果（指摘）及び意見の項目		担当課	ページ
(1) 組織運営			
意見	1 幹部会議での審議事項について	企画総務課	7
意見	2 幹部会議での報告事項について	企画総務課	13
意見	3 多様な方法による幹部会議開催に伴う議事録の記載項目について	企画総務課	14
意見	4 決算報告書等の決裁について	財務課	15
(2) 計画			
意見	5 「広島市水道ビジョン」のフォローアップについて	財務課	16
意見	6 「広島市水道ビジョン」の具体的な取組の目標設定について	水質管理課	17
意見	7 広域連携に係る検証過程と記録の改善について	企画総務課	18
意見	8 広島市水道施設〔浄水場等〕維持保全計画について	計画課	18
意見	9 広島市水道管路維持保全計画について	計画課	20
意見	10 計画的な管路更新の実施について	計画課	20
意見	11 計画的な施設更新の実施について	計画課	22
意見	12 中期経営計画のローリングについて	財務課	22
意見	13 中期経営計画におけるPDCAについて	財務課	24
意見	14 中期経営計画におけるSDGsとの関連性について	企画総務課 財務課	24
意見	15 水需要の低下を補う新たな収益源の模索について	企画総務課	25
意見	16 事業体としての研究開発業務の活性化について	調整課	26
(3) 料金			
意見	17 水道料金逦増料金制度の見直しについて	財務課	27
(4) 月次報告			
意見	18 月次損益の報告について	財務課	28
(5) 資産			
結果	1 固定資産の減損について	財務課	29
意見	19 廃止意思決定された固定資産（府中浄水場）の会計処理の検討について	財務課 調整課	29
結果	2 使用不能である固定資産（府中浄水場）の会計処理について	財務課 調整課	30
結果	3 非常用飲料水バック装置（高陽浄水場）について	調整課	30
結果	4 長期間計上されている建設仮勘定の評価について	財務課 調整課	31
意見	20 建設仮勘定と前渡金（前払金）の区分について	財務課	32

監査対象、監査の結果（指摘）及び意見の項目		担当課	ページ
意見	21 建設仮勘定の基本設計費用の工事按分について	財務課 調整課	33
結果	5 固定資産の工事間接費の配賦について	財務課 調整課	33
意見	22 固定資産の登録単位について	財務課 調整課	34
意見	23 寄贈品の資産計上について	財務課	36
意見	24 減価償却開始のタイミング（事業の用に供した時点）について	財務課	37
結果	6 固定資産の除却漏れ資産について	調整課	37
意見	25 稼働していない資産の会計処理について	財務課 調整課	38
意見	26 固定資産実査の範囲について	財務課	38
(6) 契約			
意見	27 入札の条件等の検討について	財務課 技術管理課	39
意見	28 計量事務委託契約について	営業課	42
(7) 委託			
意見	29 収納業務の外部委託について	営業課	43
意見	30 収納業務外部委託に関する経済合理性の検討について	営業課	44
(8) 会計基準			
結果	7 現金勘定の勘定科目について 1	財務課	45
結果	8 現金勘定の勘定科目について 2	財務課	45
結果	9 たな卸資産の評価基準について	財務課	46
結果	10 貯蔵品の移動平均単価について	財務課	47
意見	31 リース会計の適用について	財務課	48
意見	32 退職手当の負担について	人事課	48
結果	11 検針員の奨励金について	営業課	49
結果	12 検針員の慰労金について	営業課	50
意見	33 P C B廃棄物の負債計上について	財務課	50
結果	13 長期前受金について	財務課	53
意見	34 キャッシュ・フロー計算書の計上区分について	財務課	53

第3 監査の結果(指摘)及び意見

意見1 幹部会議での審議事項について

現状(問題点)

広島市水道局幹部会議規程で開催が求められる幹部会議での議事録の保存期限3年に該当する令和2年度幹部会議、令和元年度幹部会議、平成30年度幹部会議において、審議実績がゼロである。審議すべき事項が十分に審議されていない可能性がある。

広島市水道局幹部会議規程で開催が求められる幹部会議は、令和2年度幹部会議、令和元年度幹部会議、平成30年度幹部会議の議事録を調査した結果、以下のとおり開催されていることを確認した。しかしながら、保存されている議事録は全て報告事項のものであり、審議事項については、議事録では確認することができなかった。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
課長会議	10回(面談)	12回(面談)	1回(面談) ※開催に代えて2回書面で報告
部長会議	35回(面談)	42回(面談)	9回(面談) ※開催に代えて15回書面で報告

次に、「令和2年度末までに審議された最新の審議事項は何か」という質問を実施した。この質問に対し、保存が求められる3年間の議事録には審議事項がなく、それより以前は議事録の保存期限を経過しているため、最新の審議事項が不明との回答を得た。

以下に広島市水道局幹部会議規程を抜粋する。

(構成員)

第2条 幹部会議は、部長会議及び課長会議とする。

(付議事項)

第6条 幹部会議に付議する事案は、審議事項及び報告事項とする。

2 審議事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市の水道事業運営の基本方針に関する事項
- (2) 重要な新規事業その他重要施策の策定に関する事項
- (3) 重要な行事に関する事項
- (4) 各部課の事業計画で、部課相互の調整を必要とする事項
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、管理者が必要と認める事項

3 報告事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 幹部会議で審議決定した事項の執行状況
- (2) 条例案、予算案その他市議会提出議案
- (3) 市の水道事業の業務の状況を説明する書類に関する事項
- (4) 法令の制定、改廃その他により市の水道事業運営に重要な影響を与える事項
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、管理者が必要と認める事項

(審議決定事項の実施)

第 7 条 幹部会議において審議決定した事項の実施については、管理者が決定する。

(付議手続)

第 8 条 部課長は、所管事務のうち、幹部会議に付議すべき事案があるときは、速やかに付議を要求しなければならない。

2 部課長は、前項の規定により付議を要求するときは、その要旨及び資料を開催日の 3 日前までに企画総務課長に送付しなければならない。ただし、緊急を要するものについては、この限りでない。

(議事の記録)

第 9 条 企画総務課長は、幹部会議の議事を記録し、かつ、保存しなければならない。

つまり、幹部会議に付議する事案は、当該事項が同規程の審議事項又は報告事項に当たり、部課長が付議すべきと判断したものとなる。

同規程第 6 条で規定される審議事項に該当するか否かは、以下のような評価（解釈）が含まれ、何を審議事項とするか不明確である。

(例)

- ・ (1) 市の水道事業運営の基本方針に関する事項の基本方針とは何か。
- ・ (2) 重要な新規事業その他重要施策の策定に関する事項の重要とはどの程度か。
- ・ (3) 重要な行事に関する事項の重要とはどの程度か。
- ・ (4) 各部課の事業計画で、部課相互の調整を必要とする事項の部課相互の調整とは何か。
- ・ (5) 前各号に掲げる事項のほか、管理者が必要と認める事項の管理者が必要と認める事項とは何か。

つまり、部課長が、基本方針や重要施策等と評価（解釈）し、部課長が付議すべきと判断した場合は審議事項となり、幹部会議で審議されることとなる。

広島市水道局幹部会議規程で開催が求められる幹部会議の議事録の保存期限は 3 年である。該当する 3 年間である令和 2 年度幹部会議、令和元年度幹部会議、平成 30 年度幹部会議において審議実績がゼロであるということは、以下のことが言える。

当 3 年間(令和 2 年度、令和元年度、平成 30 年度)については、

- (1) 市の水道事業運営の基本方針に関する事項
- (2) 重要な新規事業その他重要施策の策定に関する事項
- (3) 重要な行事に関する事項
- (4) 各部課の事業計画で、部課相互の調整を必要とする事項
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、管理者が必要と認める事項

について、該当がなかったということになる。

何をもって重要とするか、何が基本方針かというような評価(解釈)はここでは問題としないが、審議実績がゼロであったことは事実である。

幹部会議の審議事項である、(1)市の水道事業運営の基本方針に関する事項、(2)重要な新規事業その他重要施策の策定に関する事項又は(5)前各号に掲げる事項のほか

か、管理者が必要と認める事項、として監査人が審議事項とも考えられる事項について以下①②③の質問を実施した。

- ① 審議の有無、
- ② 議事録の有無
- ③ 実施していない場合はその理由

以下に質問及び広島市水道局の回答の一部を記載する。

		①審議の有無	②議事録の有無	③実施していない場合はその理由
1	広島市水道ビジョンの策定	無	無	「広島市水道ビジョン」の策定は、関係課と長期に渡って協議・調整を重ねながら作成するものであり、また、広島市水道局職務権限規程に則って適切に意思決定を行っている。こうしたことから、 <u>幹部会議で審議することはない。</u> なお、作成過程において、局内での情報共有は図られており、最終的な成果物も幹部会議へ報告している。
2	中期経営計画の策定	無	無	中期経営計画の策定は、各部門から提出される資料（財政収支等要求資料）を基に作成するものであり、広島市水道局職務権限規程に則って適切に意思決定を行っている。このため、 <u>幹部会議で審議することはない。</u> なお、作成過程においては、必要に応じて各部門に対してヒアリング等を行うことで調整を図っており、最終的な成果物は幹部会議へ報告している。
3	広島市水道施設〔浄水場等〕維持保全計画	無	無	維持保全計画策定の過程で、方針について関係課と協議・調整を重ねて決定しているため、 <u>幹部会議で審議することはない。</u>
4	広島市水道管路維持保全計画	無	無	維持保全計画策定の過程で、方針について関係課と協議・調整を重ねて決定しているため、 <u>幹部会議で審議することはない。</u>
5	徴収業務の外部委託（外部委託すること自体の検討）	無	無	徴収業務の外部委託については、組織及び人員に関わることであるため、 <u>幹部会議で広く審議する案件にはならないと考える。</u> このため、管理者以下関係部課長（局次長、営業部長、人事課長、営業課長、業務管理担当課長）で審議し、意思決定を行った。なお、当該外部委託は、広島市行政経営改革推進プランの取組項目としているため、市長へも報告している。
6	施設の統廃合計画	無	無	「広島市水道ビジョン」策定の過程で、各施策について関係課と協議・調整を重ねて決定しているため、 <u>幹部会議で審議することはない。</u>
7	府中浄水場の廃止決定について	無	無	「広島市水道ビジョン」策定の過程で、各施策について関係課と協議・調整を重ねて決定しているため、 <u>幹部会議で審議することはない。</u>
8	広域連携の「統合以外の連携」を選択することについて	無	無	広域連携の「統合以外の連携」の選択については、広島県水道広域連携協議会における検討を局内関係課と長期に渡って協議・調整を重ねながら行ったものであり、局内での情報共有は図られている。また、市長まで説明を行うとともに、市議会へ報告した上で意思決定を図ったものである。こうしたことから、 <u>幹部会議で審議することはない。</u> 報告案件としたものである。

このように、上記のいずれについても「幹部会議で審議することはない」ことを、審議しない理由の一つと回答している。

これについて他の結果(指摘)、意見と関連する内容について監査人の見解を記載する。

水道料金の徴収業務という基幹業務の一部を委託することは、幹部会議の審議事項の(1) 市の水道事業運営の基本方針に関する事項又は、(2) 重要な新規事業その他重要施策の策定に関する事項であると考えられる。「ア. 組織及び人員に関わることであるため、幹部会議で広く審議する案件にはなじまないと考える。」とあるが、組織及び人員に関わることは広島市水道局の全体に横断的にかかわることでもあり、幹部会議で報告事項として取り扱っているが、むしろ、広く審議したほうが良い案件とも考えられる。また、幹部会議で審議することがなじまないことを理由に幹部会議で審議しなくてよいのであれば、それを理由に審議されないことが慣例となり、幹部会議の審議事項が形骸化してしまうのではないか。

次に広域連携の「統合以外の連携」を選択することについて、令和3年度包括外部監査意見交換会にて、以下の質問を実施した。

	質問内容	回答
1.	広域連携の「 <u>統合以外の連携</u> 」を選択することについては、市の水道事業運営の基本方針に関する事項か。	広域連携の「 <u>統合以外の連携</u> 」を選択することについては、市の水道事業運営の基本方針に関する事項である。
2.	広域連携の「 <u>統合以外の連携</u> 」を選択することについては、市の水道事業運営の基本方針に関する事項にもかかわらず、審議事項としない理由は何か。	① <u>水道局の幹部会議は、付議すること自体が目的ではなく、統一のある水道事業を能率的に遂行することを目的としている。</u> ② <u>幹部会議で審議することはない</u> まず、報告案件としたものである。

これらを踏まえて監査人の見解を記載する。

広域連携の「統合以外の連携」が市の水道事業運営の基本方針に関する事項であるに該当するのであれば、幹部会議にて審議し、議事録を残した方が良いのではないか。

上記の広島市の回答「①水道局の幹部会議は、付議すること自体が目的ではなく、統一のある水道事業を能率的に遂行することを目的としている。」とあるが、広島市水道局幹部会議規程に定める手順を経て、目的を達成できるとも考えられる。また、他の手段を利用することで目的を達成していると思っても、実は目的が達成されていない可能性もある。

次に、「②幹部会議で審議することはないまず」とあるが、幹部会議で審議することがなじまないことを理由に幹部会議で審議しなくてよいのであれば、それを理由に審議されないことが慣例となり、幹部会議の審議事項が形骸化してしまうのではないか。実際に、令和2年度幹部会議、令和元年度幹部会議、平成30年度幹部会議において、審議実績がゼロであり、幹部会議の審議事項について形骸化していると考えられる。

全体的な広島市水道局の考えや主張を以下に記載する。

幹部会議は、①付議すること自体が目的ではなく、統一のある水道事業を能率的に遂行することを目的としています。

こうした中、業務の遂行に当たっては、③広島市水道局職務権限規程に基づき、事前協議や合議により、関係職位と協議・調整を行うことで、幹部会議に付議することなく当該目的を達成するものもあり、また、②案件によっては幹部会議に付議することがなじまない性質のものもあります。

こうしたことを踏まえて、審議事項については、部課長が案件ごとに状況等を

勘案の上、幹部会議に付議するか否かを判断しています。

なお、上記のとおり、広島市水道局職務権限規程に基づく事前協議や合議によるものも含め、統一のある水道事業の能率的な遂行は確保しています。

※ 審議事項になじまない性質としているもののうち、報告事項として取り扱っている案件もある。

上記①及び②については、前述したとおりである。③については、以下のように考える。

「③広島市水道局職務権限規程に基づき、事前協議や合議により、関係職位と協議・調整を行うことで、幹部会議に付議することなく当該目的を達成するものもあり」とある。以下のとおり、広島市水道局幹部会議規程と広島市水道局職務権限規程の目的は類似している。

規程	目的
広島市水道局幹部会議規程	統一のある水道事業を能率的に遂行するため（左記規程第1条）
広島市水道局職務権限規程	事務の遂行の責任体制の確立と事務の組織的かつ能率的な処理を図ること（左記規程第1条）

広島市水道局職務権限規程の目的は、「事務の遂行の責任体制の確立と事務の組織的かつ能率的な処理を図ること」であり、「広島市水道局職務権限規程に基づき、事前協議や合議により、関係職位と協議・調整を行うこと」で、広島市水道局幹部会議規程が掲げる目的の「統一のある水道事業を能率的に遂行すること」を達成できるとも考えられる。この点、広島市水道局職務権限規程があるにもかかわらず、広島市水道局幹部会議規程が存在する趣旨は、特に重要な事項については、合議体で慎重に審議されるべきということであると考えられる。この特に重要な事項が以下のとおり審議事項として規定されているものであると考える。

- (1) 市の水道事業運営の基本方針に関する事項
- (2) 重要な新規事業その他重要施策の策定に関する事項
- (3) 重要な行事に関する事項
- (4) 各部課の事業計画で、部課相互の調整を必要とする事項
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、管理者が必要と認める事項

また、これらの審議の過程は議事録として残すこととなる。

広島市水道局によると民間企業では、会社法の規定で、重要な業務執行は代表取締役等にその意思決定を任せることができず、取締役会が決しなければならないとされているが、水道局の幹部会議にはそうした規定はなく、取締役会とは性格を異にするものであるとのことであり、この点については理解し得るところである。

しかし、幹部会議は業務の執行に関して決裁(決定)権限はないものの、事業に関わる高い見識を有する幹部が集まり業務に関して審議(討議・検討)を行う場であると理解する。そのため最終的な決裁は行わないものの、審議の内容が決裁に少なからず影響を及ぼすものと思われ、水道事業の経営管理にとって非常に重要な位置付けにあると考える。

監査人の意見

幹部会議で審議すべき事項は審議されるべきである。しかし、その判断は部課長の評価(解釈)が介入するため、審議事項とされるべき事項も審議事項として付議されないおそれがある。審議事項とするかの判断に部課長の評価(解釈)を極力排除するため、審議事項を整理し、リストアップするなどして把握・周知していただきたい。また事前にリストアップできない事項については、適宜幹部会議の庶務である企画総務課に相談

することが望ましく、審議事項としないと判断した事項は、審議事項としないとした旨及びその理由程度は記録に残すことが望ましい。

意見 2 幹部会議での報告事項について			
現状（問題点）			
令和 2 年度について部長会 9 回、課長会 1 回の開催実績であり、幹部会議の報告事項が網羅的に審議及び報告されない可能性があるのではないか。（審議事項については「意見 1」参照） 広島市水道局幹部会議規程の第 4 条に以下のとおり規定されている。 「部長会議は、毎週 1 回開催する。ただし、都合により中止することがある。2 項に、課長会議は、毎月 1 回開催する。ただし、都合により中止することがある。」 コロナ禍等が理由で、幹部会議の開催が中止され、原則として求められる開催頻度で開催できないことは致し方ない。しかし、報告されるべきものが報告されなくても良いということではない。 幹部会議の開催実績は以下のとおりである。（全て報告事項で審議実績はゼロである。「意見 1」参照）			
幹部会議	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
課長会議	10 回（面談）	12 回（面談）	1 回（面談） ※開催に代えて 2 回書面で報告
部長会議	35 回（面談）	42 回（面談）	9 回（面談） ※開催に代えて 15 回書面で報告
令和 2 年度において、課長会議 2 回及び部長会議 15 回の合計 17 回を開催に代えて書面で報告したとしている。この点、広島市水道局が書面で報告したと主張する部長会議 15 回分に関しては、15 回のうち、12 回に「部長会議を開催しないこととする事務連絡」が記載されている。（ただし、5 月 11 日分を除いて市議会の市長コメントがメールに添付されている。） つまり、令和 2 年度の課長会議 1 回（面談）、2 回（書面）、部長会議 9 回（面談）、15 回（書面：内 12 回は面談で部長会議を「対面で」開催しない旨の事務連絡）で網羅的に報告事項が報告されていない可能性がある。			
監査人の意見			
広島市水道局幹部会議規程に以下のとおり報告事項が規定されている。 （付議事項） 第 6 条 幹部会議に付議する事案は、審議事項及び報告事項とする。 （中略） 3 報告事項は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 幹部会議で審議決定した事項の執行状況 (2) 条例案、予算案その他市議会提出議案 (3) 市の水道事業の業務の状況を説明する書類に関する事項 (4) 法令の制定、改廃その他により市の水道事業運営に重要な影響を与える事項 (5) 前各号に掲げる事項のほか、管理者が必要と認める事項 これらの報告事項に該当するとして、平成 30 年度及び令和元年度の幹部会議は以下のとおり、平成 30 年度は合計 45 回（面談）、令和元年度は合計 54 回（面談）開催されている。			

幹部会議	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
課長会議	10 回（面談）	12 回（面談）	1 回（面談） ※開催に代えて 2 回書面で報告
部長会議	35 回（面談）	42 回（面談）	9 回（面談） ※開催に代えて 15 回書面で報告
合計	45 回	54 回	27 回 ※開催に代えて書面で報告したものを含む

一方で、令和 2 年度は合計 27 回（面談 10 回、書面による報告 17 回）に過ぎない。これは、平成 30 年度及び令和元年度に不要な報告事項まで報告していたか、令和 2 年度に報告すべきものが報告されていない可能性がある。幹部の貴重な時間を割いてまで報告する必要がない事項も報告していたのならば時間と労力の無駄であるし、令和 2 年度が報告事項を網羅的に報告できなかったとすると、書面報告の内容の充実や Web 会議を早期導入する等をして、網羅的な報告がされるべきである。

次に「意見 1」の審議事項と同様に、幹部会議で報告すべき事項は報告されるべきである。しかし、その判断は部課長の評価（解釈）が介入するため、報告事項とされるべき事項も報告事項として付議されないおそれがある。報告事項とするかの判断に部課長の評価（解釈）を極力排除するため、報告事項を整理し、リストアップするなどして把握・周知することが望まれる。

意見 3 多様な方法による幹部会議開催に伴う議事録の記載項目について	
現状（問題点）	
令和 2 年度は、幹部会議が一部、報告事項がメールに添付される形で、開催に代えて書面で報告している。令和 2 年度は Web 会議が急速に普及する中、Web カメラの調達が困難な状況であったことから、Web 会議の実績がないものの、現在、すでに Web カメラの調達を終えており、今後 Web 会議による幹部会議の実施も予想される。しかし、現状の議事録の様式は以下の内容が記載されることとなっており、開催方法や開催場所等の記載がない。 ■ 幹部会議の開催日時等 ① 会議名 ② 開催日時 ③ 出席者 ④ 欠席者 ⑤ 事務局の出席者 ⑥ 議事録作成者 ⑦ 配付資料 ■ 審議事項及び報告事項について I. 議事 ⑧ 市幹部会議の報告 ⑨ 局内議題 II. 決定事項、未決事項	
監査人の意見	
今後、幹部会議は面談以外の多様な方法による開催も考えられる。そのため、開催方法及び開催場所、誰がどのように参加したかなど記載されたい。	

意見 4 決算報告書等の決裁について

現状（問題点）

広島市水道局会計規程第 112 条に、「財務課長は、毎事業年度 5 月 20 日までに次に掲げる書類を作成し、証拠書類を添えて管理者の決裁を受けなければならない。」とあるが、令和 2 年度の決算報告書等の決裁日は令和 3 年 5 月 28 日であり、決裁に遅れが生じている。

監査人の意見

広島市水道局会計規程第 112 条に、決算報告書等の提出について以下のとおり規定されている。

第 112 条 財務課長は、毎事業年度 5 月 20 日までに次に掲げる書類を作成し、証拠書類を添えて管理者の決裁を受けなければならない。

(1) 決算報告書

(2) 損益計算書

(3) 貸借対照表

(4) 剰余金計算書又は欠損金計算書

(5) 剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書

(6) 事業報告書

(7) キャッシュ・フロー計算書

(8) 収益費用明細書

(9) 固定資産明細書

(10) 企業債明細書

(11) 継続費精算報告書

(12) 基金運用状況調書

したがって、令和 2 年度の決算報告書等は令和 3 年 5 月 20 日までに決裁を受けなければならない。

しかしながら、令和 2 年度の決算報告書等の決裁日を確認したところ、決算報告書等の決裁日は令和 3 年 5 月 28 日であり、決裁に遅れが生じていた。

この点、平成 30 年度及び令和元年度の決裁日は 5 月 20 日であり期日内に決裁されているが、平成 30 年度、令和元年度及び令和 2 年度全ての広島市水道事業決算報告書等の提出についての起案書の起案日が決裁期限の 5 月 20 日である。

年度	起案日	決裁日
平成 30 年度	令和元年 5 月 20 日	令和元年 5 月 20 日
令和元年度	令和 2 年 5 月 20 日	令和 2 年 5 月 20 日
令和 2 年度	令和 3 年 5 月 20 日	令和 3 年 5 月 28 日

広島市水道事業決算報告書等の提出について、以下の理由等から起案日から決裁まで余裕をもてる対応が望ましい。

・決裁の過程で何らかの誤謬や不備が判明した場合にそれらの対応に時間がかかる

・決裁権限者が決裁期日に不在である可能性がある。

意見 5 「広島市水道ビジョン」のフォローアップについて	
現状（問題点）	
現行の「広島市水道ビジョン」は平成 30 年 2 月に改定され、向こう 10 年間(平成 39 年度)までの事業運営の指針を定めている。「広島市水道ビジョン」ではまず基本理念を掲げ、その理念に沿って施策目標が定められ、施策目標達成のために主要事業を定め、主要事業遂行のための具体的な取組が示されている。	
「具体的な取組」はいずれも水道事業にとって今後の事業継続・発展に欠かせない必要な施策であると認められ、途切れることなく取組まなければならないものである。そのため「広島市水道ビジョン」で明らかにした取組の全てについて水道事業に関わる関係者に報告する必要があると考えられる。具体的には取組実施の有無、取組実施済であればその達成の状況、未達成であればその原因及び進捗状況、達成時期の見通し等についてである。これらの取組について一部中期経営計画や広島市水道局ホームページなどで周知をしているものの、一定様式に沿った一覧形式で水道事業関係者が確認できるものが見当たらない。	
詳細情報	
「広島市水道ビジョン」作成の際の指針の一つである厚生労働省『「水道事業ビジョン」作成の手引き』の、6 作成要領、6. 5 検討の進め方とフォローアップ、（4）フォローアップでは、「水道事業者等は、水道事業ビジョンに掲げる実現方策等を着実に推進する体制の構築に努める。また、目標の達成状況、実現方策の実施状況について、定期的に評価し、関係者の意見を聴取しつつ、必要に応じて改定することが望ましい。」と記載されている。	
厚生労働省『「水道事業ビジョン」作成の手引き』にもあるとおり、具体的な取組を公表したのであれば、一定期間経過後にその達成状況、未達成であればその理由（原因分析）と進捗状況、達成の見通しについて水道料金を負担する水道利用者へ報告・説明するべきである。この点を水道利用者（あるいは市議会）に報告・説明しなければ毎回毎年同じ施策や取組の記載の繰り返しに終始し、取組の進捗がないと受けとめられるのではないかと危惧される。	
他の自治体を見ると、中期経営計画の中で、過去に掲げた施策について一つ一つ具体的な実績数値を示してその達成状況を説明している例がある（福岡市など）。また、未達成となった場合は、その原因を記述し、進捗状況も数字を用いて説明し、さらに今後の達成が見込まれる時期も明示している。	
監査人の意見	
当然各施策(具体的な取組)には重要度や優先度が中期経営計画期間や年度によっても異なるので、全てについて詳細に説明することは難しいとしても、例えば重要施策や重要な取組については中期経営計画を公表するごとに、その他の取組についても一定期間ごとに具体的かつ分かりやすい報告が必要であると考ええる。	
この点について広島市水道局は、「広島市水道ビジョン」の実行計画である中期経営計画では、「広島市水道ビジョン」の五つの施策目標に対し、特に注力していくものや計画的に取り組んでいく必要がある事業について、目標管理の項目として 10 項目を設定し、その達成状況や未達成の原因等について、中期経営計画やホームページへ掲載を行っていることから、「広島市水道ビジョン」の一定のフォローアップはなされていると考えているとのことである。	
確かに中期経営計画や水道局ホームページ、パンフレットにより水道局の施策の実施状況について触れ、報告は行われている。しかし、中期経営計画では目標値に対する実績値と未達成の場合の原因の記載が具体性に欠け、状況を詳細に把握しにくいのではないと思われる。一定の様式で各取組について一覧でき、詳細にその状況を把握できる報告を行うことが水道利用者をはじめ、各関係者の水道事業に対する理解に	

資すると考える。

意見 6「広島市水道ビジョン」の具体的な取組の目標設定について

現状（問題点）

現行の「広島市水道ビジョン」は平成 30 年 2 月に改定され、向こう 10 年間(平成 39 年度)までの事業運営の指針を定めている。そのなかに施策目標「安全でおいしい水の供給」の主要事業「水質管理体制の強化」において、具体的な取組として「残留塩素濃度の低減・監視」を掲げている。この取組について「広島市水道ビジョン」では「蛇口での残留塩素濃度を低減させるため、追加塩素設備や残留塩素計を整備し、水質監視モニター装置での監視を行うとともに、実態調査を行い、よりきめ細やかな残留塩素管理を実施します。」（「広島市水道ビジョン」P29 施策目標Ⅰ安全でおいしい水の供給 1 水質管理体制の強化 (5)残留塩素濃度の低減・監視）とある。具体的な取組として記載されていることから残留塩素に関わる、イ. 目標値、ロ. 目標達成時期、ハ. 現状の数値について質問を実施した。

これについて、広島市水道局技術部水質管理課の回答は
イ. 目標値 については広島市水道局内の検討委員会において審議中の数値として「残留塩素濃度 0.4 mg/L 以下の水道水とし、それを利用する人の割合を給水人口の 75%以上とする。」としている。

ロ. 目標達成時期は現在未設定である。

ハ. 現状の実績については現在、残留塩素濃度分布の調査・把握を行っているところであり、現状の実績として提示できるものはないとのことであった。

目標値の残留塩素濃度 0.4 mg/L は昭和 59 年に当時の厚生省(現厚生労働省)が国内の水道水の現状調査を行い、おいしい飲用水の水質要件などの検討を行うために「おいしい水研究会」を発足させ、昭和 60 年 4 月においしい水の指標として公表した「おいしい水の水質要件」に定められた一項目である。

当時の厚生省がおいしい水として定めた要件の一つである残留塩素濃度を広島市水道局の目標値として定めることについては問題ない。しかし、上記にもあるとおり、この目標達成時期は未設定との回答である。「広島市水道ビジョン」の基本理念に基づく施策として掲げられた取組について、目標値はあるものの目標達成時期が決まっていないという点は、いわゆる締め切り効果が期待できず、いつまでも目標達成とはならないのではないかという点が懸念される。

監査人の意見

これに対し広島市水道局は、平成 30 年 9 月以降、水道局では残留塩素低減化のために、給水区域内の残留塩素濃度分布の現状把握や水道局内に設置した残留塩素濃度管理に関する検討会(残留塩素濃度管理検討委員会)で様々な検討を行っているところであり、目標値として出ている「残留塩素濃度 0.4 mg/L 以下の水道水を利用する給水人口の割合を 75%以上」についても検討会にて審議中の数値であり、正式決定したものではないとの説明である。そのため「広島市水道ビジョン」においても目標値として掲げていないとのことである。他方で残留塩素低減の目標値及び実施計画並びに目標達成時期に関しては、令和 5 年度に完了を予定している残留塩素濃度分布の調査結果に基づき検討を行い、決定していきたいと考えているとのことである。

水質に関する目標値は一旦定めたあとは安易に変更するべきものではないため、その設定に際しては現状の十分な調査・把握と実現可能なものとなるように十分な検討を重ねることが必要であることは理解できる。平成 30 年度から残留塩素をはじめ、あるべき水質の検討が開始されていることから、できるだけ目標値を早期に決定し、必要な取組を始めることも重要と考える。

意見 7 広域連携に係る検証過程と記録の改善について	
現状（問題点）	
広島県の「統合による連携」か「統合以外の連携」のいずれを選択するかの問いかけに対し広島市は「統合以外の連携」を選択決定し、広島県へ回答している。担当者に「統合以外の連携」という結論に至った経緯について例えば統合の場合の水道料金がどのように変更となるか、現在の水道関連施設、設備について共同使用となるものあるいは廃止すべきものがあるのか等のシミュレーション資料を作成しているものと考え、その資料の提示を依頼したところ、該当するような広島市独自の資料の作成・保存は行っていないとのことであった。なお、「統合以外の連携」の結論は水道局内で考えを取りまとめ、市議会の意見を受けた後に正式決定を行ったとのことである。	
詳細情報	
水道局担当者においては「広島県が進める広域連携とは理念が異なるため、統合以外の連携を選択した」とのことである。広島県が進める企業団方式と広島市の単独事業方式の間で理念が異なることは理解できる。その理念を具体的に数値化（「統合による連携」「統合以外の連携」それぞれを選択した場合の使用者が支払う水道料金への影響、安全性・安定性を確保するための施設整備への影響など）して、「統合以外の連携」の選択判断に説得力を持たせる必要がある。 「広島県水道広域連携推進方針」は広島県が令和 2 年 6 月に公表した方針であり、この公表までに広島市も含む県内各市町と広島県の水道事業者で構成する「広島県水道広域連携協議会」で協議を重ねてきた上で取りまとめたものである。この「推進方針」を根拠資料とする広島市の回答を受けて、その内容について検証を行った。 広島市水道局は、「推進方針」は広島県水道広域連携協議会で本市含め参加市町が意見を述べ議論を行ったうえで作成されたものであり、「推進方針」を根拠資料とすることに問題はないとのことである。そして、「統合による連携」と「統合以外の連携」の二つの選択肢を提示されたことを受けて本市は「統合以外の連携」を選択したとのことである。	
監査人の意見	
水道局は「統合以外の連携」を選択した根拠となる資料、シミュレーション資料などの検証過程は文書として残しておくことがよいのではないかと考える。今後も企業団への加入（統合による連携に加わる）の議論が再度出てきた場合に、過去の検討資料を活用し、当時の判断の経緯を知り得るようにしておくことは有用であると考え。また、議会や水道利用者に当時の判断について確認や照会があった際に水道局として統一された論理的な説明ができる。当時の判断過程の詳細について引継ぎなどを容易にでき水道局職員全体で共有しうると考える。	

意見 8 広島市水道施設〔浄水場等〕維持保全計画について	
現状（問題点）	
平成 26 年 5 月に作成後は一度も見直し・更新が行われていない。 広島市水道施設〔浄水場等〕維持保全計画には、「4 資料」で施設毎の更新・廃止予定年数が明記されており、基準年が平成 24 年度となっており、現状でも更新や廃止の予定と現状が乖離する施設が散在する。 上記計画の「3 長寿命化（更新）計画（6）PDCA サイクルの確立」においては、	

「全ての施設は、周辺環境や運用状況などにより老朽化の進行度合いがことなることから、今後も定期的に、日常点検、機能診断、劣化診断などを実施することで、劣化状況の把握を行い、随時、使用年数や更新時期の再検討を行っていく必要があります。」と記載されている。

監査人の意見

計画途中の平成 30 年度に西日本豪雨災害が生じている。西日本豪雨災害に伴い、計画が大幅に変更せざるを得なくなっている。広島市水道施設〔浄水場等〕維持保全計画についても大きな事象が生じた際は更新することが望ましいのではないかと考える。

広島市水道局からの回答は以下のとおりである。

「広島市水道施設〔浄水場等〕維持保全計画は、予防保全型の資産管理により、おおむね 50 年先の長期間を見越して、施設の長寿命化と更新事業投資の平準化を行うための考え方を示したものであり、取組の方針としての性格が強い内容となっています。

近年、頻発する豪雨等の災害により施設更新に遅れが生じてはいるものの、取組方針に関して変更がないことから、これまで広島市水道施設〔浄水場等〕維持保全計画の見直しは行っておらず、予算計画等に変更内容を反映することで対応しています。

また、広島市水道施設〔浄水場等〕維持保全計画の見直しについては、使用年数や更新時期の再検討時、国や市の基準の改定時など取組方針に大きな変更が生じた場合に行うこととしています。」

「広島市水道ビジョン」でも PDCA サイクルに基づく施策の実施を掲げている。計画の定期的な見直しを検討することとしているものの、具体的な定期的見直しの方針が決められていない。定期的な見直しの例としては、中期経営計画の 4 年毎等、あらかじめ計画の見直し時期を定めておくことが望ましい。

意見 9 広島市水道管路維持保全計画について	
現状（問題点）	
平成 26 年 5 月に作成後は一度も見直し・更新が行われていない。広島市水道管路維持保全計画の、「第 4 章 資料 2」では、「既存管路（配水幹線）の評価結果（総合評価得点の高い順に 50 件）」が明記されており、その情報は基準年が平成 24 年度となっており、現状でも更改工事によって現状が乖離する管路もそのままとなっている。	
上記計画の「3 長寿命化（更新）計画（6）PDCA サイクルの確立」においては、「水道管路は、水圧や土圧、埋設されている土壌の腐食性などにより常に劣化が進行していくことから、今後も計画的に漏水防止調査や管路巡視、管体調査を実施することで管路の劣化状況を的確に把握し、使用年数基準や更新時期の再検討を行っていく必要があります。したがって、PDCA サイクルにより、定期的に更新計画を見直すこととします。」と記載がされている。	
監査人の意見	
計画途中の平成 30 年度に西日本豪雨災害が生じている。西日本豪雨災害に伴い、計画が大幅に変更せざるを得なくなっている。広島市水道管路維持保全計画についても大きな事象が生じた際は更新することが望ましいのではないかと考える。広島市水道局からの回答は以下のとおりである。	
「広島市水道管路維持保全計画は、予防保全型の資産管理により、おおむね 50 年先の長期間を見越して、管路の長寿命化と更新事業投資の平準化を行うための考え方を示したものであり、取組の方針としての性格が強い内容となっています。	
近年、頻発する豪雨等の災害により管路更新に遅れが生じてはいるものの、取組方針に関しては変更がないことから、これまで広島市水道管路維持保全計画の見直しは行っておらず、予算計画等に変更内容を反映することで対応しています。	
また、広島市水道管路維持保全計画の見直しについては、使用年数や更新時期の再検討時、国や市の基準の改定時など取組方針に大きな変更が生じた場合に行うこととしています。」	
「広島市水道ビジョン」でも PDCA サイクルに基づく施策の実施を掲げている。計画の定期的な見直しを検討することとしているものの、具体的な定期的見直しの方針が決められていない。定期的な見直しの例としては、中期経営計画の 4 年毎等、あらかじめ計画の見直し時期を定めておくことが望ましい。	

意見 10 計画的な管路更新の実施について	
現状（問題点）	
中期経営計画における管路更新計画においては、延長距離が目標値になっており、管路更新距離の目標は 4 年間で 120km となっている。現時点の 5 年間の平均は 24.7km となっており、中期経営計画の目標値に達成していない。また、目標 120 km /4 年を継続しても、使用年数基準の更新需要には間に合っていない。	
広島市水道管路維持保全計画（平成 26 年 5 月に策定）では年間 26km となっているが、その水準も達成していない年度が散在しており、令和 2 年度において未達成となっている。	
広島市水道管路維持保全計画では、「腐食性地盤区分図」が記載されており、腐食性の高い地域、一般地盤、腐食性が低い地域に属性区分されている。既存管路の評価で用いる総合評価等を利用した、緊急性の高い順番等の細分化された優先順位付けがなされている。	

監査人の意見

広島市水道管路維持保全計画（平成 26 年 5 月に策定）においては、既存管路の評価で用いる総合評価等を利用した、緊急性の高い順番等の細分化された優先順位付けを行っている。令和 2 年度の進捗管理について、水道局からは、令和 2 年度の管路更新事業実施路線に関する予算・決算時の執行状況を示す資料により進捗管理を行っているとの説明を受けたが、広島市水道管路維持保全計画の優先順位に示されている細分化された管路の管理ではなく、それらを繋ぎ合わせた路線単位での管理となっている。路線単位での進捗管理も非常に重要であるが、広島市水道管路維持保全計画で優先順位付けされている細分化された管路の進捗管理も取り入れることが望ましいのではないかと考える。

他方、広島市水道管路維持保全計画においては、更新事業量の平準化から更新延長を毎年 26 km/年と設定しているが、この試算は「腐食性が低い地盤」を前提とした管路評価となっており、腐食性が高い地盤及び一般地盤よりも使用可能年数が長く見積もられているおそれがある。今後、更新計画における「腐食性が低い地盤」について再検討した場合、更新延長が毎年 26km よりも増加する可能性がある。使用可能年数の見積については、適切な地盤区分に基づいた設定とすることが望ましいと考える。

「広島市水道ビジョン」では年間 40km の更新延長を将来的な目標としているが、現時点では年間平均が 24.7km に留まっていることから、長期的な目標設定が形骸化しないよう、計画的に更新延長を実施することが求められる。

意見 11 計画的な施設更新の実施について	
現状（問題点）	
中期経営計画における目標管理「施設の更新か所数」の進捗が、前中期経営計画の次期持越金額が 2,790 百万円（14 施設のうち 13 施設）であり、現中期経営計画における施設更新計画の進捗は 31.5%（最終的に令和 3 年度は、18 施設のうち 7 施設が更新される見込）と予定から大幅に遅れている。	
監査人の意見	
中期経営計画毎に投資予算を設定しているものの、前中期経営計画から持ち越し及び予算額の変更が散在する。前中期経営計画における執行率は 60.5%及び持ち越し額は 2,790 百万円となっている。施設更新の進捗管理及び見積の精度を慎重に実施することが求められる。	

意見 12 中期経営計画のローリングについて	
現状（問題点）	
平成 30 年度～平成 33 年度の中期経営計画を開示したのちに、平成 30 年度の西日本豪雨災害の影響で、主要施策に加わっているが見直し後の中期経営計画が開示されていない。この点について質問をしたところ、中期経営計画の大きな目的として中心となる財政収支計画を基に水道料金改定の可否について示すことにあるとの回答であった。平成 30 年 7 月の豪雨災害復旧についてはその事業費が当初の財政収支計画に大きな影響を与えるものではないと判断し、中期経営計画の見直しは行わず、年度の予算実績へ反映させるとのことである。	
詳細情報	
広島市水道局では中期経営計画における財政収支計画で計画期間である 4 年間の財政収支の見通しを立て、資金残高の推移を推計する。資金残高を十分確保できるようであれば、現行水道料金の水準を維持することとしている。つまり中期経営計画の作成は水道料金を改定するか否かを判断するための根拠とすることを一つの大きな目的としている。 しかし、いわゆる中期経営計画の主な役割の一つとして、対象期間における事業が予定どおり進行しているか否かを確かめ、乖離していると認められる場合にはその原因を把握・分析し、事業遂行の軌道修正を行えるようにするというものがある。例えば、航海に出る際の海図のような役割を有するものである。経営環境の大きな変化により中期経営計画対象期間の業績数値が予定数値と乖離する見込みがある場合、多くの民間事業会社では経営計画の見直し（ローリング）を実施する。平成 30 年度から平成 33 年度の中期経営計画の初年度に西日本豪雨災害が発生した。当災害は確かに水道料金改定をもたらすほどの影響はなかったかもしれないが、対象期間末の財政収支計画の当初見込業績から一定程度乖離する可能性がある場合は、補正を行い、公表する財政収支計画や中期経営計画にも反映させることが無理なく将来をも見据えた業務遂行を可能にし、経営の効率化にも繋がるのではないかとと思われる。 この点について広島市水道局では前出の豪雨災害など大きな事象が発生し、財政収支に影響が見込まれる場合は、一旦財政収支計画にどの程度影響するかの試算、検討は実施しているとのことである。検討の結果、水道料金水準を変更する程度の影響がないものと判断した場合は特に公表済の財政収支計画、中期経営計画の改定は実施せず、年度予算で調整するとのことである。 年度予算は単年度ごとに策定し執行されるが、中期経営計画期間中に比較的影響の少ない災害や経済情勢の変化などの事象が起きたということであれば年度予算で吸収し、取り込むことは可能であるかもしれない。しかし、近年見られるように毎年のように何らかの災害が発生し、新型コロナウイルス感染症感染拡大のように社会的・経	

済的影響が極めて大きい事象が年度を跨ぐような形で起きた場合、果たして中期経営計画期間中の単年度予算で業務に過大な負担を課さずに吸収しきれんのかという点である。また、事象の発生により影響があると見込まれる場合は財政収支計画の検討を行うということであるが、その際に事象発生の都度その事象のみの影響について検討し計画からの乖離を見ているのか、もしくはその事象発生も含め、計画期間中にそれまで発生した事象も含めた累積値としての計画への影響を検討しているのかという点がある。現行の中期経営計画の見直しを行わなかったためにその積み残しが次期の中期経営計画に含められ無理が生じることや、積み残しが次期、次々期へと先延ばしされ、必要な施策がいつまでも実施されないこととなってしまうのではないかという懸念も生ずる。

監査人の意見

毎年ローリングをするべきというのではなく、必要な時は一部修正する方針とし、検証は一定期間毎に行う方法でもよいと思われる。本来は水道局自ら検証を実施し、修正の可否を判断し、修正することが望ましいが、例えば当初の間は水道局と利害関係のない第三者である外部専門家による協議会を設置し、事業の遂行や財政収支の状況を踏まえて意見をもらうというのも一つの有効な方法と考える。例えば仙台市では「経営状況や基本計画・中期経営計画の実績評価等に、外部の有識者等から客観的な評価をいただくこと等を目的に、仙台市水道事業経営検討委員会を設置しています。」とあり大学教授等の外部専門家により仙台市水道事業経営検討委員会を設置している。現在の中期経営計画の役割を拡大し最大限経営に活用できるようにするための一つの方法として検討の余地はあると考える。

意見 13 中期経営計画における PDCA について	
現状（問題点）	
中期経営計画は「広島市水道ビジョン」に掲げられている基本理念、施策目標、主要事業、具体的取組を踏まえて中長期的視点に立って計画的に経営を行うため4年ごとに策定・公表されている。現在実施中の中期経営計画は平成30年2月に策定された平成30年度～平成33年度(令和3年度)を対象としている。計画の内容は4年間の財政収支計画、主要施策、経営の効率化等としている。また、計画期間中の各年度の実施に当たっては社会経済情勢等の変化を踏まえて各年度予算へ適切に反映させ事業運営を推進するとしている。	
上記の「広島市水道ビジョン」、「中期経営計画」、「年度予算」の構成の下、適切な業務執行が求められる。これに関して「広島市水道ビジョン」45頁にてPDCAサイクルによる執行管理に言及している。	
「広島市水道ビジョン」で掲げた基本理念に沿って着実に施策目標を実現していくためには、計画の執行管理を適切に行い、必要に応じて計画の見直しをする必要があります。これらは計画（Plan）に基づいて事業を実施（Do）し、その結果を評価（Check）し、改善（Action）につなげていく、PDCAサイクルに基づいて行います。	
（出典：「広島市水道ビジョン」P45より抜粋）	
中期経営計画においてPDCAサイクルを適用するのであれば、当該中期経営計画内でPDCAサイクルの状況を知り得るようにすることが望ましい。中期経営計画で計画を明らかにしたのであれば、その実施・遂行状況、結果の評価、改善予定を計画期間途中や次の中期経営計画の中で明らかにすることが必要である。さもないと第三者は計画された事業内容がどのように実施され、それがどのように評価され、評価結果に基づく改善がどのように予定されているのか知り得ず、PDCAサイクルが適切に適用されているのかも知り得ない。	
監査人の意見	
中期経営計画にもPDCAサイクルを適用するのであれば、目標を達成したものについてはその内容を、未達成のものについてはその原因の分析を行い、具体的な改善策を同じ中期経営計画内で明らかにする必要があると考える。	
これに対して広島水道局は中期経営計画の実施に当たっては、社会経済情勢等の変化を踏まえて、各年度予算へ適切に反映させていることから、PDCAサイクルに基づいて行っていると考えているとの回答である。	
「現状」でも述べたとおり、広島市水道局は「広島市水道ビジョン」においてPDCAサイクルに基づいて施策目標の実現に向けて計画の執行管理を行っていくことを明らかにしている。このため、「広島市水道ビジョン」や「中期経営計画」を見る者にとってPDCAサイクルに基づく業務の執行を容易に理解できる情報提供方法を検討すべきと考える。	
この点については、広島市水道局も計画の進捗状況等をより分かりやすく説明していくため、施策ごとの具体的な取組について、広島市水道ビジョンや中期経営計画に数値でどう示していくか、他都市の状況等も参考にしながら検討していきたいと考えているとのことであり、是非検討を進めるよう求めたい。	
意見 14 中期経営計画における SDGs との関連性について	
現状（問題点）	
令和2年度の監査対象期間の時点で、水道事業ビジョンまたは中期経営計画の各種	

施策に関しては SDG s との関連に重点をおいて作成されている事例（自治体）が複数存在する。広島市水道局の水道事業ビジョンまたは中期経営計画では SDG s に関する言及がない、さらに施策との関連付けをしていない。

このことについて、広島市水道局に確認したところ、「広島市水道ビジョン」（平成 30 年度～令和 9 年度）は SDG s の記載はないものの、SDG s の目標である「安全な水とトイレを世界中に」などの理念は取組に織り込まれたものとなっており、「広島市水道ビジョン」の実行計画である中期経営計画（平成 30 年度～令和 3 年度）についても同様であるとのことであった。

「広島市水道ビジョン（平成 30 年 2 月改定）：平成 30 年度から令和 9 年度」
「中期経営計画（平成 30 年 2 月策定）：平成 30 年度から令和 3 年度」

監査人の意見

2015 年に国連で採択された SDGs（Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標）は、格差問題やジェンダー平等、気候変動対策など、世界各国が取り組まなければならない 17 の普遍的な目標で構成されている。日本政府は、持続可能な開発目標（SDGs）推進本部を設置し、地域活性化などを通して都道府県の自治体に取り組を促している現状がある。導入している事例（自治体）は政令指定都市としては名古屋市、横浜市、北九州市、堺市等であり、当該取組を参考に中長期的な持続可能な事業活動を達成するために、SDGs の活用を検討することが求められる。SDGs 目標 6、「安全な水とトイレを世界中に」を最終的な目標として掲げることが考えられる。少なくとも次回の「広島市水道ビジョン」の策定時においては反映することが望ましいといえる。

意見 15 水需要の低下を補う新たな収益源の模索について

現状（問題点）

「広島市水道ビジョン」や「中期経営計画」において、水道局は将来的に水需要の減少を見込んでいる中、その必要性を認識し、中長期的な収益源の確保の検討を行っているものの立案～実行フェーズに至っておらず、必ずしも検討が十分に行われているとはいえない現状がある。新たな収益源の確保に向けて一層、積極的な取組姿勢が必要である。

広島市水道局において現在行っている水道事業とは異なる収益事業の主なものとして庁舎の一部賃貸事業や広報印刷物への広告掲載事業がある。しかし、これらの事業による収入は限定的で、長期的な財政収支の改善に直ちに寄与するとは考えられない。そこで長期的視野に立った収益改善に寄与する新たな事業を水道局全体として模索する必要があるのではないと思われる。まずは幹部会議等で新規事業の検討を行い、幹部から率先して知恵を絞る場を設けるなど環境を整えることも一案である。

新規事業を考える場合、水道事業と全く異なる異業種へ進出することはリスクが大きくなるため、まずは水道局がこれまで蓄積してきた技術を他方面へ活かす方法を模索することも一つの案と思われる。

「広島市水道ビジョン」P38 施策目標Ⅳ 健全経営の推進 1 財政基盤の強化の具体的な取組(4)において「本市の有する経営資源を生かし、水道水の多様な活用など新たな発想による収入の確保に取り組みます。」と記載していることから、広島市水道局としても新たな収益源の確保は課題として認識していると認められ、早急な取組が求められる。

詳細情報

一つの案として考えられるのは水道技術の海外移転・販売による収入向上である。総務省の「自治体水道事業の海外展開事例集（令和3年3月）」にある民間連携・海外展開事例に他の自治体の採用事例が公表されている。安全な水を提供する技術は海外のどこにでもあるというのではなく、今現在も飲用水が満足に届かず大変な苦勞をしている人々がいる海外地域も多い。それだけに海外においてもコストを掛けてでも日本の水道技術を自国へ導入したいというニーズは多いものと思われる。

この点に関して広島市水道局も関心は高く、自治体水道国際展開プラットフォーム（海外展開に関心の高い21水道事業体と日本水道協会で構成）に参画し、参考事例などの情報収集に努めているとのことである。この中で水道技術の海外移転・販売を新たな収入として位置づけているのは1事業体のみであったことが判明し、広島市水道局はこの事業体へ出向き現地で調査を実施した結果、採算性は乏しく、現時点で採算確保は困難とした。

今回の調査結果は他の事業者の例として現在のところ水道局内に保存されているが、今後技術進展や海外の経済情勢が変化した際に事業化をいつでも再検討が行えるようにしておくことが必要である。

また、民間企業と共に新事業を開発していくことも一つの方法と考えられる。他自治体の事例として民間企業と協議会を立ち上げ、会員企業と定期的に会合を持って情報を共有し連携を深めている北九州市海外水ビジネス推進協議会（KOWBA）のようなケースもある。このような民間企業の情報から新たな新事業へのヒントが得られることも少なくないと思われる。民間企業などからのリソースやノウハウを積極的に習得していくことも新事業開発のみならず、既存の事業にも好影響を及ぼす可能性もあり、検討の余地がある。その上で独自の取組すなわち新事業を見出し、地方公営企業としての社会的意義を高めることにより若い優秀な人材獲得にも好影響を期待できる。

上記のことについて、水道局に見解を求めたところ、「本市においては、節水型社会の進行や今後の人口減少等により、給水収益の減少が見込まれます。このため、これまでも人件費の削減をはじめ、徹底した経費の削減に取り組むとともに、未利用地の売却など収入の確保策を実施するなど、継続的に経営効率化を推進しているところです。新規事業については、これまでも民間企業のリソースやノウハウを活用したものを含めて検討を行っています。水道技術の海外移転・販売による収入の向上については、現時点では事業化することは困難であるため、他の事業体の調査結果を適切に保存するとともに、今後、技術進展や海外の経済情勢が変化した際には、事業化を再検討できるように体制を確保しています。また、職員提案制度においてアイデア等を募集するとともに、若手職員を中心としたワーキンググループを立ち上げて検討を行うなど、職員が自由に発言できる職場環境を整えています。」とのことであった。

監査人の意見

新規事業は当初思いもよらないところから始まって展開していくことが少なからずある。そのためには水道局職員が自由に発言できる社風や斬新な発想を許容するような職場の雰囲気を作り、日頃の水道事業業務の中で感じる不便さや遊び心から生まれるアイデア等が評価されるような職場環境の醸成も検討されたい。

意見 16 事業体としての研究開発業務の活性化について

現状（問題点）

令和2年度の決算書をみると技術企業として研究開発関連支出についての記載がなく、研究開発費としての計上金額も見当たらない。

会計上の研究開発の定義については以下のとおりである。

研究とは、新しい知識の発見を目的とした計画的な調査及び探究をいう。（研究開発費等に係る会計基準）

開発とは、新しい製品・サービス・生産方法（以下、「製品等」という。）についての計画若しくは設計又は既存の製品等を著しく改良するための計画若しくは設計として、研究の成果その他の知識を具体化することをいう。

水道事業は市民の命の源泉となる水を扱うものであるため、高度な技術と大規模な設備をもって展開される装置産業であり、他方で常に科学技術の進歩を取り込むものでなければならない技術産業とも考える。当然そこには最新技術の導入によるコスト削減も含まれる。現在直面している設備更新コスト削減の問題であれば耐用年数を伸長するような新素材の研究、災害時でも水の安定供給が可能となるような濾過技術や新薬品の開発、海水の淡水化、水道管や水道水に異常が発生した場合の検知システムなど今後も新たに創り出さなければならない技術は少なからずあると考えられる。産学連携により大学との共同研究なども可能と思われる。

監査人の意見

中期経営計画(平成 30 年度～平成 33 年度)の P13 では以下のような記載がある。

「…(前略)…財政収支計画(平成 30 年度～平成 33 年度)では事業運営に必要な資金を確保できるものの、このまま推移すると次期の財政収支計画(平成 34 年度～平成 37 年度)では資金不足を生じることが見込まれる状況にあります。」

このような記載にもあるとおり水道事業の将来は決して楽観視できる状況ではなく、事業にとって起爆剤となるような革新的技術の開発が求められているといえる。これらは一朝一夕に達成できるものではなく、成果が得られるか否か不明な中でも日頃から研究開発活動を積み重ねることが必要となる。一見、費用対効果の観点から無駄な業務と考えられるが、知識・技術(ノウハウ)の蓄積だけを見ても一定の効果は得られるものと考えられる。水道局においては新技術の研究開発に本格的に着手するための検討を求めたい。

意見 17 水道料金逦増料金制度の見直しについて

現状（問題点）

広島市水道料金は、従前より水道使用料が一定量を超えると水道料金単価が上昇する「逦増型料金制度」を採用している。

逦増型料金制度は、使用水量が「1～10 m³」、「11～15 m³」と増加するごとに単価が 5 円/m³、106 円/m³と上昇するものである。

特に高度経済成長期においては水道使用量が増加傾向にあったため、節水の奨励の意味合いも含めて逦増型料金制度の適用は有効であった。しかし、近年の人口減による水需要の減少や節水設備の普及、ミネラルウォーターを小売店で飲用水として販売していること等もあり、水道事業を取り巻く経営環境が変化してきていることも事実である。こうした中、逦増型料金制度が実態に合ったものかどうか検討を要する状況であると思われる。他方で市民や事業体の節水努力が報われる制度も担保される必要がある。平成 22 年度の広島市包括外部監査でも逦増型料金制度について取り上げられ、当時は用途別料金体系の格差解消を提言するものであった。しかし、現在は給水収益が減少に転じ、将来における資金不足が懸念される状況となり、水道事業そのものの存続を図ることを踏まえての水道料金改定を検討しなければならない状況といえる。

詳細情報

このような状況のなかで、国(厚生労働省)は、平成 25 年 3 月公表の『新水道ビジョン』において、「逓増型料金制度の検証」として、水需要減少傾向の中で緩やかな逓増型料金体系の見直しを提言している。国においても事業存続を念頭に置いた提言になっている。

7.3 新たな発想で取り組むべき方策

7.3.1 料金制度の最適化

① 逓増型料金制度の検証

…(前略)…料金制度を 2 部料金制として、収入の 7 割程を水量の増減で変動する従量料金で回収している事業がほとんどです。さらに、大量に使用する業務・営業用などの給水契約において、逓増型体系をとっているところも依然多い状況です。これら、従量側に偏った、かつ逓増型の料金体系は、水需要が右肩上がりです水資源が不足していた時代には適応していましたが、水需要が減少傾向にある現状においては、需要減少以上の速さで収入減を招き、固定費部分の料金回収も出来なくなる恐れがあるなど、安定経営に資する料金体系とは言い難い状況です。このため、社会環境の変化に伴い、経営の安定に向けた料金体系の見直しを検討する必要があります。

(出典：厚生労働省「新水道ビジョン」(平成 25 年 3 月公表))

以上のように水道料金の見直しは広島市水道局のみならず、全国の水道事業者で重要な課題となっている。具体的に見直しに着手している水道事業者や、既に水道料金体系を変更し運用を開始している水道事業者もある。

監査人の意見

広島市水道局では、これまで財政収支や水道利用者への影響を踏まえ、従量料金の逓増率を緩やかにする料金見直しの検討は行っている。しかし、前に述べたとおり給水収益が年々減少することが見込まれ、事業を取り巻く経営環境が大きく変化するなかで、水源が豊富で水不足の懸念が少ない広島市においては逓増料金制度の中でも部分的に需要促進型の水道料金体系の導入等、料金制度を検討する時期に来ているものと思われる。

意見 18 月次損益の報告について

現状(問題点)

月次損益及び月次分析は幹部会議で報告されていない。

監査人の意見

期中の損益の状況や予算と実績の状況を把握することは経営管理の観点から重要である。令和 2 年度 6 月 23 日開催の幹部会議(課長会議)で、令和元年度水道事業決算概要について報告されている。しかし、月次の損益状況や予実分析については、その損益状況や分析結果の共有が幹部会議で実施されていない。少なくとも幹部会議で四半期に一度程度は共有してはいかがか。

結果 1 固定資産の減損について	
現状（会計処理、問題点）	
固定資産の減損に関して、平成 26 年度の会計制度の見直しから、グルーピング（遊休資産は単独のグルーピング）を水道事業一つとしており、固定資産の減損検討の文書化が不十分であると考えられる。	
監査人の指摘	
平成 26 年度の会計制度の見直しから、固定資産の減損のグルーピング（遊休資産は単独のグルーピング）が水道事業一つであると採用しており、それ以降はグルーピングの検討を文書として残されていない。 固定資産の減損会計の適用に当たっては、固定資産のグルーピング～減損損失の測定まで各段階を踏んで手続を実施する必要がある、その検証・算定過程を文書化する必要があるがなされていない。令和 3 年 3 月期には営業損失となっており、令和 2 年 3 月期に続いて 2 期連続赤字となっており、グルーピング全体でも検討過程を文書化する必要がある。 広島市水道局は平成 26 年度の会計制度の見直しに伴い会計方針を決定する際に減損会計の適用でのグルーピング方法等の検討を行い文書化しているものの、当初の方針決定以降、毎事業年度においても、適切な状況の把握と変更要否の検討、さらには網羅性の観点からも、会計基準が求める検証過程に沿って検証を行った上で、丁寧な文書化が求められる。	

意見 19 廃止意思決定された固定資産（府中浄水場）の会計処理の検討について	
現状（会計処理、問題点）	
府中浄水場は、令和 3 年 1 月時点で廃止決定となっており、廃止意思決定時点で適切な会計処理の検討がなされていない。府中浄水場に関しては、廃止後に府中配水池を更新するロードマップ表が作成されており、具体的な廃止時期は見込まれている状況にあると理解できる。さらに、廃止時期が延長されているものの幹部会議等の協議がなされていない。 広島市水道施設〔浄水場等〕維持保全計画では雛型が公表されているが府中浄水場においても「広島市水道局水道施設カルテ」で建物、施設等の状況を点数化して補修や補強または更新計画を策定するための基礎資料として活用するため作成している。	
監査人の意見	
府中浄水場は、令和 3 年 1 月時点で廃止決定となっていたことから、廃止意思決定時点で、令和 3 年 3 月期決算において府中浄水場の固定資産について適正な会計処理（部分的な除却と減価償却における耐用年数の短縮化）を検討しなければならない状況であったといえる。 固定資産実査時に、府中浄水場廃止後に府中配水池を更新するロードマップを作成されていることを確認しており、廃止までの期間見積も可能であると判断できる。 水道施設カルテでは、府中浄水場は更新計画で「2017 廃止」と記載されている。府中浄水場の水道施設カルテは入力項目の一部に空白があり、更新時期を判断するための十分な情報が収集できているのか疑問が残る。水道局は府中浄水場は合併町からの継承施設であり、詳細情報に不明な項目はあるものの、維持管理に支障はないとのことである。しかし、諸事情があるとは考えられるものの、水道施設カルテを十分活用して廃止決定後の残存耐用年数の見積等を行い、固定資産の会計処理の	

可否を適切に検討することが望ましいと考える。

結果 2 使用不能である固定資産(府中浄水場)の会計処理について	
現状(会計処理、問題点)	
府中浄水場の 3, 4 号ろ過池は、数年前に池の壁を撤去し、池の底にマンホールを設置するなど工事が行われており使用不可能になっているが、簿価がそのまま残っている状態である。	
監査人の指摘	
府中浄水場 3, 4 号ろ過池は、使用不可能と判明した時点において固定資産の除却処理または減損損失の計上により、固定資産の帳簿価額を費用処理し、経済的な実態を反映させる必要がある。	
有姿除却(法人税基本通達 7-7-2) 次に掲げるような固定資産については、たとえ当該資産につき解撤、破碎、廃棄等をしていない場合であっても、当該資産の帳簿価額からその処分見込価額を控除した金額を除却損として損金の額に算入することができるものとする。(昭 55 年直法 2-8「二十五」により追加) (1) その使用を廃止し、今後通常の方法により事業の用に供する可能性がないと認められる固定資産 (2) 特定の製品の生産のために専用されていた金型等で、当該製品の生産を中止したことにより将来使用される可能性のほとんどないことがその後の状況等からみて明らかなもの 固定資産については、通常の利用ができなくなった時点で会計処理を検討、実施することが必要である。	

結果 3 非常用飲料水パック装置(高陽浄水場)について	
現状(問題点)	
高陽浄水場における実査で、非常用で利用が見込まれる「非常用飲料水パック装置」に関して、継続的に利用予定であるとの説明を受けた後、保管場所、検査頻度、過去の利用実績をヒアリングした。 「広島市水道ビジョン」においては応急用資機材の整備として「応急給水に必要な資機材を引き続き整備するとともに、水道の早期復旧を図るため、応急復旧用資機材を計画的に整備します」と記載されている。	
監査人の指摘	
高陽浄水場の固定資産実査において非常用飲料水パック装置は、現状では給水車による、給水拠点への運搬給水が主流となっているものの、広島市水道局の見解としては、大規模災害時には有効な手段と考えており、廃止は考えていないとのことである。 ・直近の利用実績は平成 18 年 8 月 25 日～最大 11 日間の呉市、江田島市の「広島県送水トンネル崩落事故時の応急給水」 ・直近のメンテナンス・修理実績は、平成 16 年 12 月であり 17 年前 ・30 入り 17,000 袋分を在庫保有 メンテナンス及び適切な水準の資材在庫の確保等を計画的に実施して、非常時にお	

いて即時に利用可能な運用ができるようにメンテナンス、消耗品の在庫管理、試運転等を行うことが求められる。

結果 4 長期間計上されている建設仮勘定の評価について

現状（会計処理、問題点）

開発が中止された工事に関する建設仮勘定について、除却又は減損処理が実施されず、建設仮勘定に計上されたままである。

監査人の指摘

固定資産の減損に係る会計基準の適用指針において、建設仮勘定の減損の兆候として、計画の中止又は大幅な延期が決定されたことや当初の計画に比べ著しく滞っていることが例示されている。

（固定資産の減損に係る会計基準の適用指針）

（減損の兆候）

使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化がある場合

13. 資産又は資産グループが使用されている範囲又は方法について、例えば、以下のような当該資産又は資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、又は、生ずる見込みである場合には、減損の兆候となる（減損会計基準 二 1. ②及び注解（注 2）参照）。

（7）建設仮勘定に係る建設について、計画の中止又は大幅な延期が決定されたことや当初の計画に比べ著しく滞っていること。

令和 2 年度末時点における建設仮勘定残高の工事別内訳表を入手し、工事番号が古く、建設仮勘定に長期間計上されている工事について、関連資料の閲覧、担当者への質問といった手続を実施し、これらの資産性の有無を検証した。

上記手続を実施した結果、久地配水施設関連工事は、既に開発自体が中止されているにもかかわらず、除却又は減損処理が行われず、建設仮勘定に計上されているままであった。

固定資産の減損に係る会計基準の適用指針 13 項（7）に規定されているように「建設仮勘定に係る建設について、計画の中止又は大幅な延期が決定されたことや当初の計画に比べ著しく滞っていること」は、当該資産の回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたことに該当し、減損の兆候があると判定することになる。

減損の兆候があると判定された場合には、減損損失の認識の必要があるか検討するが、具体的には、建設仮勘定から生み出される割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較し、帳簿価額が上回っている場合には減損損失を認識する必要があると判定される。この点、当該工事については開発自体がなくなっており事業に供される予定がないこと及び外部への売却が想定されるものでもないことから、建設仮勘定の帳簿価額が建設仮勘定から生み出される割引前将来キャッシュ・フローを上回ることから、減損損失を認識する必要があると判定される。

減損損失を認識する必要があると判定された場合には、減損損失を測定する必要がある。ここで回収可能価額とは、使用価値（資産の継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）と正味売却可能価額のいずれか高い金額を採用することになるが、上述のとおり、当該工事については事業に供される予定がないことから使用価値はゼロであり、売却が想定されるものでもないため正味売却価額もゼロとなると考えられる。

したがって、久地配水施設関連工事に係る建設仮勘定については、その全額について減損処理または除却処理を実施する必要がある。

また、毎年度決算において、長期にわたり建設仮勘定に計上されている工事については、依然として将来事業に供されることが見込まれているか、開発自体が中止されていないか等、その資産性を十分に検討する必要がある。

意見 20 建設仮勘定と前渡金(前払金)の区分について

現状(会計処理、問題点)

現状、工事に関連する支出で建設仮勘定として計上すべき性格のものについて、貸借対照表上、前渡金(前払金)として計上されている。

監査人の意見

財務諸表等規則ガイドライン 22-9 に、建設仮勘定に関して以下のとおり規定されている。

(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について(財務諸表等規則ガイドライン))

(第二章 貸借対照表)

22-9 規則第 22 条第 9 号の建設仮勘定に関しては、次の点に留意する。

1 設備の建設のために支出した手付金若しくは前渡金又は設備の建設のために取得した機械等で保管中のものは、建設仮勘定に属するものとする。

2 建設又はその他の目的に充てられる資材で、取得の際に建設に充てるものとその他の目的に充てるものととの区分が困難なものは、規則第 15 条第 10 号の貯蔵品に属するものとすることができる。

3 建設又はその他の目的に充てられる資材の購入のための前渡金で、その資材を建設に充てるものとその他の目的に充てるものとに区分することが困難である場合には、当該前渡金は規則第 15 条第 11 号の資産に属するものとすることができる。

4 建設仮勘定は、建設目的ごとに区分しないで一括して掲記するものとする。ただし、長期にわたる巨額の資産の建設については、建設目的物ごとに掲記できるものとする。

5 建設仮勘定に属するものは、規則第 23 条第 2 項の規定により、建設仮勘定の名称を用いしないで、建設前渡金、その他の名称を付した科目をもって掲記することができるものとする。

当該 22-9-3 の規定に照らし、工事に関連する支出のうち建設に充てるものとその他の目的に充てるものに区分することが困難な支出については、前渡金(前払金)として計上することができるが、新設プロジェクト等建設の目的として区分することが困難でない支出についても前渡金(前払金)として計上している。

したがって、建設目的としての支出が明らかであり、支出の内容について区分することが困難でない場合には、建設仮勘定へ計上する必要がないか検討することが望まれる。

意見 21 建設仮勘定の基本設計費用の工事按分について	
現状（会計処理、問題点）	
横川町～観音地区配水管改良工事基本設計業務は、複数の工事から成るプロジェクト全体に共通して発生する基本設計業務である。現状は各工事が完成し事業の用に供されたとしても配賦することなく、特定の工事にその全額を配賦している。	
監査人の意見	
横川町～観音地区配水管改良工事基本設計業務について、現状は完成し事業の用に供された工事があった場合でも各工事に配賦することなく、工事費の最も大きい工事（3 次工事）が完成した際に、全額を 3 次工事の取得価額として本勘定へ振替える運用としている。	
水道局の見解としては、以下のとおりである。 「横川町～観音地区配水管改良工事基本設計業務」については、総工事費用の大半を占め、かつ最終工事である「横川～観音地区配水管改良工事（3 次）」（シールド工事）に全額を配賦することとしている。当該処理は、按分する指標がない以上、一定の合理性を有しているものと考えており、また、期間損益に与える影響も小さいことから許容できるものと考えている。」 この点、今回監査の対象となった「横川町～観音地区配水管改良工事基本設計業務」に関しては、最終工事である「横川～観音地区配水管改良工事（3 次）」（シールド工事）が全体の大部分を占めることから、各工事に配賦した場合と結果として大きな差異は生じていない。従って、広島市水道局における当該基本設計業務に関する会計処理は、許容できるものと考えられる。 しかしながら、今回のケースのように特定の工事が工事全体の大部分を占めるとは限らないケースも想定されうる。 そのようなケースが生じた場合には、プロジェクト全体に共通して発生する基本設計業務について、特定の工事に全額を配賦すると、特定の工事に係る取得価額が多額となり、各期間における減価償却費を通じた期間損益を歪める結果となってしまう。 そのため、全体の規模を表すことができる指標に基づいて、基本設計業務を各工事へ配賦を行い、各工事が本勘定へ振替えられたタイミングで、配賦された基本設計業務についても本勘定へ振り替えて、減価償却を実施する必要があるかどうか検討することが望ましい。	

結果 5 固定資産の工事間接費の配賦について	
現状（会計処理、問題点）	
部門ごとに発生した間接費について、広島市水道局固定資産規程第 39 条に従い、間接費の合計額を固定資産の価額に応じてシステム上で一律に按分している。	
（広島市水道局固定資産規程） 第 3 節 工事勘定 （工事勘定） 第 35 条 固定資産の建設工事を行なう場合において、固定資産として整理するときまでに要した経費（以下「工事経費」という。）は、工事勘定で計算整理しなければならない。 （工事経費） 第 36 条 工事経費は、直接費及び間接費とする。	

2 直接費とは、地質調査工事等の工事関連費及び労務費、材料費、工事請負費等の直接工事費をいう。 3 間接費とは、工事の施行に要した給料、手当、法定福利費その他諸費をいう。 (工事精算報告) 第 37 条 各課長は、建設工事が完成したときは、速やかに直接費の精算を行い、工事精算報告書を作成し、財務課長に提出しなければならない。 (直接費の振替) 第 38 条 財務課長は、前条の工事精算報告書に基づき、当該工事に、工事関連費があるものについては、工事関連費を直接工事費に配賦し、工事関連費がないものについては、直接工事費を、固定資産の当該科目に振り替えなければならない。 (間接費の振替) 第 39 条 財務課長は、建設工事のうち別に定める工事の間接費については、毎事業年度末、前条の規定による振替後の固定資産の価額に応じて配賦し、固定資産の当該科目に振り替えなければならない。
監査人の指摘 間接費の合計額を按分する際に用いる固定資産には、工事費、設計料に加えて土地の購入代価が含まれている。土地の取得価額には、土地の購入代価及び土地の購入のために要した費用を含めるべきであるが、システムで一律に間接費を土地にも配賦する運用となっていることから、土地の購入とは直接的に関係のない費用が土地の取得価額に含まれる結果となっている。 この点、広島市水道局の見解として、用地取得交渉等にも相応の事務コストが生じていることから、間接費を固定資産の価額に応じて配賦し、土地の取得価額に含めることに一定の合理性がある、とのことであった。 しかしながら、土地は非償却資産であり、除売却や減損処理を除き、原則として減価償却を通じて費用配分されないことから、現在の配賦方法を見直す必要がある。

意見 22 固定資産の登録単位について				
現状(会計処理、問題点)				
固定資産取得に当たって、工事の中で一体として取得する資産については「一式」として固定資産登録しており、「一式」として登録した固定資産について一部除却が生じた場合は、割合に応じて除却処理を行うこととしている。 固定資産実査において、高陽浄水場の運転制御を行う中央監視制御装置の一部であるプリンタ装置を一式として資産取得している事案があった。				
詳細情報				
(単位：千円)				
資産番号	所在地	分類	資産名称	令和 2 年度末帳簿価額
428032994	高陽浄水場	機械及び装置	プリンタ装置 場外系	409
監査人の意見				
固定資産台帳は固定資産をその取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿である。所有するすべての固定資産について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものであり、財務書類作成の基礎となる補助簿の役割を果たすとともに保有財産の適切な管理及び有効活用に役立つものである。				

固定資産の耐用年数は、地方公営企業法施行規則別表第 2 号において種類、構造又は用途、細目により分類したうえで規定されている。

現状の処理のように、工事の中で一体として取得する資産を「一式」としてまとめて登録した場合には、本来であれば異なる勘定科目、耐用年数で登録すべき資産も主たる資産にまとめて登録されることとなる。少なくとも、勘定科目又は耐用年数が異なる資産については別に固定資産台帳への登録を検討することが望ましい。

意見 23 寄贈品の資産計上について	
現状(会計処理、問題点)	
寄贈品の管理状況について質問したところ、寄贈品の管理表は作成されていないとのことであった。固定資産台帳及び備品台帳を調査した結果、固定資産台帳には寄贈品は計上されておらず、備品台帳に絵画 10 件、冷暖房機 1 件、物置 3 件、花瓶 1 件が計上されていることが確認されたが、寄贈を受けた際の財務課への文書の報告、保存の手続が不明瞭であった。	
監査人の意見	
広島市水道局固定資産規程には、資産の取得に際して、以下のように規定されている。 (取得前の処置) 第 9 条 各課長は、固定資産を買い入れ、交換し、譲り受け、又は寄附その他により取得しようとするときは、当該固定資産について必要な調査を行ない、権利の設定又は特殊の義務の負担があるときは、その消滅その他必要な処置を講じ、支障なく取得の目的に供し得るようにしなければならない。 (取得の手続) 第 10 条 各課長は、固定資産を取得しようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書により、決裁を受けなければならない。 (1) 取得しようとする理由 (2) 用途又はその利用計画 (3) 種類及びその明細 (4) 相手方の住所、氏名及び所在地 (5) 予定価額又は見積価額 (6) 支出科目 寄贈品については、寄贈者からの金額の聞き取りなどが出来ず、適切な会計処理のために、価格の見積が発生することも想定される。資産受贈時に適切な処理がされたことを記録しておくためにも、固定資産の取得に準じて文書の作成を行い、決裁を受け、文書が保存されるように、資産受贈時の手続を職員に周知徹底することが望ましい。	

意見 24 減価償却開始のタイミング(事業の用に供した時点)について	
現状(会計処理、問題点)	
府中ポンプ所の施設の一部を令和 2 年度末で資産計上し減価償却を開始しているが、府中ポンプ所の稼働自体は令和 3 年 8 月である。	
監査人の意見	
固定資産の取得の日は、会計基準等で明確に定められてはいないが、原則として、その固定資産の引渡しを受けた日となる。固定資産の取得に当たって、工事契約があり検収等が行われた場合には、そのタイミングで建設仮勘定から固定資産の本勘定に振替を行う実務が一般的である。 一方で、減価償却の開始については、取得の日ではなく事業の用に供した日から開始することになる。 減価償却の目的は、「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書 連続意見書第三 有形固定資産の減価償却について」は、以下のような記述がある。 「減価償却の最も重要な目的は、適正な費用配分を行なうことによって、毎期の損益計算を正確ならしめることである。このためには、減価償却は所定の減価償却方法に従い、計画的、規則的に実施されねばならない。」 よって、取得後、未だ事業の用に供していない固定資産については、収益の獲得に貢献していないことから、費用も計上するべきではなく、減価償却の開始日は事業の用に供した日となる。 ここで、事業の用に供した日とは、いつでも本来の用途に供することができる状態に至り、使用を開始する日をいう。したがって、試運転を行っている期間は、本来の用途に供することができるかどうかを確かめている段階であり、まだ事業の用に供していないことになる。 以上から、府中ポンプ所の減価償却は事業の用に供した日である令和 3 年 8 月に開始することが望ましい。	

結果 6 固定資産の除却漏れ資産について

現状(会計処理、問題点)

監査手続として、大毛寺第一配水池へ往査し、固定資産の実査を実施した。結果として、資産番号 402089982、機械及び装置で計上されている大毛寺第一配水池静電容量水位計が、平成 28 年度に既に撤去されていることが判明した。

工事等の詳細情報

(単位：千円)

資産番号	所在地	分類	資産名称	令和 2 年度末帳簿価額
402089982	大毛寺第一配水池	機械及び装置	静電容量水位計	30

監査人の指摘

広島市水道局固定資産規程第 26 条に「各課長は、固定資産を譲渡、所管換え、廃棄、撤去又は取りこわし、滅失又は損傷により固定資産を除却したときは、直ちに固定資産除却報告書を作成し、財務課長に提出しなければならない。ただし、工事の施行に伴うものは、この限りでない。」と規定されている。

また第 29 条には「財務課長は、固定資産に増減異動を生じたときは、別表第 1 の中欄に掲げる資産の取得、管理、処分等の態様による同表右欄に掲げる報告書に基づいて、固定資産台帳を整理しなければならない。」と規定されている。

固定資産の除却を行った場合には、固定資産除却報告書の提出が必要であることを周知するとともに、上記広島市水道局固定資産規程に則った手続を漏れなく行うよう

にする必要がある。

意見 25 稼働していない資産の会計処理について

現状（会計処理、問題点）

包括外部監査人の実査対象であった固定資産のうち、大毛寺浄水場について長期間にわたって休止中とのことであった。当該施設は渇水時の緊急用として廃止ではなく、休止として整理しているとのことである。休止後しばらくは定期的なメンテナンスが行われていたが、メンテナンスコストを考慮して最近はメンテナンスを行っていないとのことである。

詳細情報

固定資産台帳の抜粋（固定資産実査対象）

（単位：千円）

施設名称	現状	休止時期	令和2年度 帳簿価額
大毛寺浄水場	点検・メンテナンスなし	平成11年5月	71,044

監査人の意見

当該施設はメンテナンスも停止しているため、実務上は再稼働にはハードルがあると考えられるが、引き続き休止資産として計上されている。

休止資産として整理した資産について、引き続き休止資産として整理するのであれば、その必要性やメンテナンスコストなどを考慮の上で、廃止とする必要がないかを定期的に検討することが望ましい。

意見 26 固定資産実査の範囲について

現状（会計処理、問題点）

広島市水道局では、広島市水道局固定資産規程及び固定資産実地照合実施要領に従い、固定資産の実地照合を行っている。具体的な規定は以下のとおりである。

広島市水道局固定資産規程

第20条（実地照合） 財務課長は、固定資産につき少なくとも3年に1回、次に掲げる事項を照合し、その結果を管理者に報告しなければならない。

- （1） 固定資産台帳と固定資産整理簿との記載事項
- （2） 固定資産台帳の記載事項と固定資産の実体

固定資産実地照合実施要領

- 2 対象 実地照合の対象となる固定資産は、「車両運搬具」及び「工具・器具及び備品」に該当するものを主として、すべての科目から抽出する。
- 6 実地照合の対象所属及び時期 実地照合は、対象となる所属を次のとおり3期に分割し、毎年ひとつの期をその実施対象とする。

区分	1 期	2 期	3 期
対象所属	企画総務課 財務課 人事課 営業部 営業課 各営業所	技術部 調整課 維持課 給水課 管路設計課 管路工事課 各管理事務所	技術部 計画課 技術管理課 設備課 水質管理課 施設課 各浄水場

上記規定に基づき、財務課長から当年度に実地照合の対象となる所属長あてに「固定資産等の実地照合について（依頼）」文書を発出している。

令和 2 年 11 月 4 日付けで各所属長宛に発出された依頼文には以下のように記載がある。

2 当日の主な確認内容

実地照合の対象は、原則全ての固定資産です。次に掲げる事項は必ず確認し、これら以外の固定資産及びリース資産並びに借入資産についても可能な限り抽出等により確認します。

(1) 固定資産の現物及びシールの貼り付け

ア 「車両運搬具」及び「工具・器具及び備品」については原則として全品目を、「車両運搬具」について使用中の場合は、運転日報で該当車両運搬具が存在するかを確認する。

イ 上記ア以外は、主に平成 29 年度以降に取得した資産等を中心に現物確認する。

実態として、固定資産の実地調査の対象は、依頼文に基づき、「車両運搬具」及び「工具・器具及び備品」については全件、また、その他の資産は前回実地調査以降に取得した資産を中心に行っているとのことである。

監査人の意見

固定資産実地照合の対象は、「固定資産等の実地照合について（依頼）」文書にも記載しているとおり、原則として全ての固定資産とするべきである。

監査手続として、サンプルで固定資産実査を行ったが、除却処理手続の漏れが検出されている。固定資産除却の際の手続を再度周知徹底するとともに、報告を失念してしまった場合に、事後的にでも発見できるようにするためにも、地中に埋設されている配水管など実務上困難である資産を除いて、原則としては全ての固定資産が対象となるような運用が望ましい。

意見 27 入札の条件等の検討について	
現状（問題点）	
令和 2 年度の建設工事案件において一般競争入札を行った件数は 178 件に対して、入札不調・不落の件数は 64 件で、その発生率は 36%である。このうち、応札がなかった入札不調の件数は 35 件で、率として 19.7%となっている。 また一者応札の案件は 32 件で、率にして 18%となっている。 以上より、応札者なしと一者応札を合わせると全体の 37.7%となっている。	
監査人の意見	
地方公共団体の外部調達是有効な競争原理を働かし、適正な価格での発注が期待さ	

れているが、建設工事案件でみると、応札者なしと一者応札で 37.7%の割合となっている現在の状況からすると、一般競争入札の契約締結方式に期待されている競争性や経済性が十分に発揮されているとはいえない状況である。

これに対して、広島市水道局からは、「一般競争入札は参加者を広く募集する方式であり、参加機会が十分に確保されているため、結果として「一者応札」になったとしても、競争性は担保されていると考えています。」との見解が述べられた。

この広島市水道局の見解について、確かに「機会の均等」という意味では競争性は担保されているという説明は広島市水道局の述べるとおりである。しかし、一般競争入札という契約方式が、競争を行わせることで発注者にとって一番経済的な価格で契約を締結することを企図していることからすると、本来は複数業者の入札が想定されており、複数業者の入札がある方が望ましいと言える。

そのことは、平成 21 年 3 月に国交省と財務省から「『一者応札・応募』に係る改善方策について」という書面が発出され、一者応札・応募の改善が期待されていることからそのように言える。

なお、建設工事における「応札者なし」の案件が多い理由について、広島市水道局からは、広島市に限らず、全国的な建設業界における技術者不足や、案件によって応札者数に極端な差があることから、建設事業者がより利益の多い工事を選別する傾向にあり、こうした状況の中、個々の建設事業者の受注できる件数には限りがあることから、「一者応札」が多くなっていると分析しているとの見解が述べられた。

建設事業者の技術者不足や建設事業者自体の減少については、入札資格の登録業者が減少していることからその傾向がうかがわれ、全国的な傾向であり、他自治体も同様の問題に直面しているようである。

これらを踏まえ、広島市水道局においては、入札不調の防止や建設事業者が受注しやすい環境の整備の一環として、以下の対応策を実施し、広島市水道局のホームページにおいて公表をしている。

●技術者等の兼務制限の緩和

平成 25 年度から主任技術者及び現場代理人の効率的な活用を図るとともに、これら技術者等の不足を理由として入札参加できない建設事業者の受注機会の確保と入札不調を防止する目的とし、必要要件を満たすものについては一人の技術者等が複数の工事の技術者等を兼務できるなど、段階的に兼務制限の緩和をした。

●配置予定技術者の入札参加資格要件の緩和

現場代理人の配置について、「開札日の前日以前において直接的かつ恒常的な雇用関係があること」を入札参加資格要件としていたが、入札参加資格要件とせず、「契約締結日（工事着手日選択型契約方式については実工事期間の始期）において直接的かつ恒常的な雇用関係があること」とし、入札参加資格要件としないこととした。

また、「やむを得ない理由」があると認める場合のみ途中交代を認めていたが、制限を設けず交代可能とした。

●市内本店業者への下請発注義務化の解除

設計金額 1 億円以上 6 億円未満の工事については、原則として市内本店業者へ下請発注を義務付けているが、技能労働者の不足が主な要因となって入札不調が頻発している「建築一式工事」については、技能労働者を広く求めることができるよう市内本店業者への下請発注の義務化を解除した。

●工事着手日選択型契約方式の試行

柔軟な工期の設定を通じて工事着手前に配置技術者等の確保や建設資材等の調達が可能になるようにすることで、入札の不調・不落を防止するため、工期に余裕期間を設定した工事着手日選択型契約方式の工事を試行した。

●週休 2 日工事の試行

建設業界における労働者の高齢化と若手や女性技術者の確保・育成を中心とした将

来の担い手確保が重要な課題となっており、労働環境の改善が求められていることから、労働環境改善の一環として原則、土曜日・日曜日において現場閉所とする週休2日工事の施行について取組をしている。

また、「大都市水道局事務協議会」という会合に参加し、「入札中止及び不調の発生状況と契約制度運用上の改善策」や「一者入札を中止とする場合の対応」などに関する意見交換を行うなど、他都市との意見交換の機会も持っているようである。

今後とも、応札がない、または少ない理由について、適切な分析をした上で、継続的に対応を検討することが望ましい。

意見 28 計量事務委託契約について				
現状（問題点）				
現在、広島市水道局は、水道使用量の計量事務については、一般私人との間で計量事務委託契約書を締結し、業務を委託している。委託期間は 1 年間で、更新が可能である。 委託手数料は計量したメーターの件数に応じて検針実績手数料が支払われることとなっている。それ以外に、検針実績手数料と契約年数に応じて求められる奨励金が年に 2 度支給され、委託契約終了時には、検針実績手数料と契約年数に応じて求められる慰労金が支給される。				
詳細情報				
【現在の契約内容】 計量事務委託契約書 第 3 条（委託期間） 委託期間は令和 N 年 4 月 1 日から令和 N+1 年 3 月 31 日までとする。ただし、委託期間満了の日の 1 か月前までに委託者から何らの意思表示がないときは、引き続き 1 年間更新する。 第 8 条（奨励金） 委託者は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下「基準日」という。）に計量事務を受託している受託者に対して、奨励金を支払うものとする。 2 奨励金は、基準日以前 6 か月の検針実績手数料の総額を実際に従事した月数で除した額に、別表第 4 に定める契約年数による割合を乗じて得た額とする。ただし、前基準日から当該基準日までの従事月数が 5 か月以下の場合は、当該乗じて得た額に別表第 5 に定める割合を乗じて得た額とする。 第 9 条（慰労金） 委託者は、委託期間満了後引き続き契約を締結しないとき、又は契約の解除があったときは、受託者に慰労金を支払うものとする。ただし、第 17 条第 2 項第 1 号から第 3 号までの規定により契約を解除したときは、この限りではない。 2 慰労金は、委託期間満了後引き続き契約を締結しないとき、又は契約の解除があったときは、満了日又は解除日以前実際に従事した 6 か月の検針実績手数料の総額を 6 で除した額（以下「基本月額」という。）に受託者の契約期間 1 年につき 100 分の 20 を乗じて得た額とする。ただし、財団法人広島市水道サービス公社と計量事務委託契約を締結していた場合及び督促集金事務委託契約を締結していた場合の受託者の契約期間は、これを通算する。 【検針員の現状】				
所管課	件名	業務内容	契約額（総額）	委託先
営業部（営業課）	計量事務	水道メーターの検針	単価契約 309,012,664 円	私人 86 名
監査人の意見				
契約内容を見ると、委託期間は 1 年間となっており契約更新をしないことも委託者である広島市水道局で判断可能であり、更新せずに新たな契約をする検針員については、従前の契約に含まれる委託手数料の内容を変更した上で新たな委託契約書を取り交わすことも検討する余地がある。 検針員の安定的な確保による業務の継続、新旧の検針員の公平性の問題など、様々な視点からも検討が必要な点ではあるが、経済的合理性の検討も必要であるため、経済的合理性の視点も持ちつつ、将来的には他自治体と同様に一括での外部委託契約も選択肢に入れて、内容の修正、変更の可否について検討してはどうか。				

意見 29 収納業務の外部委託について	
現状（問題点）	
広島市水道料金等収納業務に関して、A 社と委託契約書を締結し、令和 3 年 4 月から滞納整理事務、窓口収納事務、現地収納事務、それらに関連する附帯事務を委託している。委託契約の基本仕様書によると、A 社に対して委託する業務に水道料金等の支払交渉と支払計画書の作成が含まれている。広島市水道局の関係部署にヒアリングをした実際の業務フローでは、A 社の従業員が滞納利用者と直接やりとりをし、分割方法を定めた支払計画書の作成を進めている。	
詳細情報	
「広島市水道料金等収納業務基本仕様書」における弁護士法第 72 条に抵触する可能性がある記載（抜粋） 2 業務概要 (2) 委託業務の範囲 受注者は、水道料金及び下水道使用料並びに納入証明手数料及びボトルドウォーター一頒布代金を収納するため、次に掲げる事務を実施する。 ア 滞納整理事務 イ 窓口収納事務 ウ 現地収納事務 エ その他附帯事務 3 業務内容 (1) 滞納整理事務 ウ 分割納入 (ア) 水道料金等の支払交渉及び水道料金等の支払計画書の作成・提出 エ 清算後の未納料金の取扱い (イ) 請求書の送付若しくは電話又は現地訪問による支払交渉 (4) その他附帯事務 イ 交渉履歴等の登録 (ア) 支払交渉又は調査結果の登録	
監査人の意見	
滞納者全てに関して支払交渉、支払計画書の作成を委託する内容となっている現在の基本仕様書の記載は、弁護士、弁護士法人でないものに対して「法律事務」の報酬を得る目的で委託することを禁止している弁護士法第 72 条に抵触する非弁行為と評価される可能性がある。	
弁護士法 第 72 条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。	
弁護士法第 72 条の「法律事務」 弁護士法第 72 条で禁止されている「法律事務」に該当するか否かを判断する上	

で、争いや疑義が具体化、もしくは顕在化している状態である「事件性」が要件として必要であるとする「事件性必要説」と、「事件性は不要である」とする、「事件性不要説」の対立がある。この点については、最高裁の判例はないが、非弁活動を一切禁止しようとして法律が制定されたという立法の沿革や、法律違反か否かを判断する上で「事件性」という内容が不明確な要件を設けるべきではないという考えから、事件性不要説を取る立場もあり、実際に明確に「弁護士法第72条に関して事件性は不要である」と判断した裁判例も存在する（浦和地方裁判所平成6年5月13日判決 控訴審である東京高裁平成7年11月29日判決でもその判断は維持され、確定）。

なお、水道局に確認したところ、委託先であるA社から、滞納をしている利用者に対して、滞納利用料金の分割案を提示するなど実際の交渉を行うことはなくあくまで具体的な分割方法の提示は利用者側で行い、A社は利用者の希望する分割方法を前提に支払計画書を作成し、水道局の了承を得る業務フローになっているとのことである。

そのため、実務の運用上は、基本仕様書に記載されている非弁行為に当たりうる支払交渉業務は行われていなかった。

しかしながら、基本仕様書の記載は、「支払交渉」となっており誤解を招くため、この点を覚書等で修正した上で、その他の委託事務についても、弁護士法第72条に抵触する可能性がある事務がないかを慎重に整理を行い、委託先と委託業務の内容・範囲について改めて協議をした上で、非弁行為に抵触する行為が行われないように今後も事務の振り分けを徹底する方が望ましい。

意見 30 収納業務外部委託に関する経済合理性の検討について

現状（問題点）

広島市水道事業の経営改革の一環として、業務の効率化を図り、健全経営の推進に努めるために、令和3年4月1日から水道料金等収納業務の委託を行っている。

業務委託に際して、令和2年度中に「広島市水道局職務権限規程」に基づき、適切な決裁は行われているが、その経済合理性の検討に際して人件費の算定に改善の余地があるものと考えられる。

詳細情報

経済合理性の検討資料では、削減人件費を当初削減予定の27名×水道局現役職員の平均給与で算定しているが、外部委託は職位別の給与での積み上げとなっており両者の間に整合がとれていない。特に数値を用いての検討を行うのであれば、極力実態に近い数値を算定して比較を行わなければならないと考える。

監査人の意見

外部委託はそれまで自ら行っていた業務を外部に委託することから、その決定に当たっては十分な検討を行わなければならない。担当部署で経済合理性のほか、情報保護など様々な視点からの検討を行う必要がある。特に経済合理性は外部委託を採用する最も大きな理由と考えられ、この点についてはできる限り実際の状況に即したものでなければならない。

外部委託による削減人件費を水道局現役職員の平均給与で算定している件については、水道局内においても担当者の階級によって人件費は当然異なるため、水道局現役職員の平均人件費で効果額を算定するのではなく、実際に外部委託の対象とする業務に配置されている水道局職員の人件費に基づき計算する方法がより精緻な比較ができるのではないかと考えられる。また、営業所職員の構成には再任用職員が含まれている。再任用職員は現役職員との人件費に一定程度の金額差が認められるため、再任用

職員を含めた平均給与額を利用することが望ましいと考えられる。

人件費の算定について広島市水道局は、委託対象業務に従事している職員は、毎年の定期異動で変わるため、該当部署だけの人件費で効果額を算出すると、計画段階と実施段階で大きく変動する場合が出てくることから平均人件費で効果額を算定することが適当と考えるとのことである。また、再任用職員については現役職員と再任用職員の間の人件費の差は少なからずあり、今後同様な検証を行う場合は現役職員の平均人件費と再任用職員の平均人件費にそれぞれ分けて算出することも考えたいとのことである。

外部委託を考える場合、通常その委託業務内容は水道事業運営を左右するほどの重要業務が該当することは考えにくい。そうであればある業務にあたる職員構成は若年職員が多い、再任用職員が多いなど一定の傾向を持つのではないかと考えられる。この点広島市水道局は定期異動に伴うある業務の職員構成は必ずしも同じようなものにはならず、変わることもあるとのことである。

今後も事業遂行の効率化を図り外部委託とするか検証を行う業務が生ずる可能性は十分考えられる。その際に人件費はその業務内容と職員構成などを十分踏まえて、実態に即した人件費試算を行うことが望まれる。

結果 7 現金勘定の勘定科目について 1

現状（会計処理、問題点）

営業所等の小口現金 1,690 千円が貸借対照表の現金預金に含まれず、その他流動資産に含まれている。

監査人の指摘

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）に第二章 15-1-1 に以下のように規定されている。

15-1 規則第 15 条第 1 号の現金及び預金に関しては、次の点に留意する。

1 規則第 15 条第 1 号の現金には、小口現金、手元にある当座小切手、送金小切手、送金為替手形、預金手形、郵便為替証書及び振替貯金払出証書等を含むものとする。ただし、未渡小切手は、預金として処理するものとする。

なお、期限の到来した公社債の利札その他金銭と同一の性質をもつものは、規則第 15 条第 1 号の現金に含めることができるものとする。

したがって、その他流動資産に含まれている営業所等の小口現金 1,690 千円は、現金預金に計上するべきである。

結果 8 現金勘定の勘定科目について 2

現状（会計処理、問題点）

営業所等の小口現金 1,690 千円が、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他資産の増減額」の調整項目とされ、資金残高に含まれていない。

監査人の指摘

連結キャッシュ・フロー計算書作成基準(*1)の第二作成基準一資金の範囲に、「連結キャッシュ・フロー計算書が対象とする資金の範囲は、現金及び現金同等物とする。」と規定されている。

したがって、営業所等の小口現金 1,690 千円は資金に計上するべきである。

(※1) 連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準におけるキャッシュ・フロー計算書作成基準に、個別ベースのキャッシュ・フロー計算書は、連結キャッシュ・フロー計算書に準じて作成するものとする。そのため、広島市水道局は個別ベースのキャッシュ・フロー計算書であるが、連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準に準拠することとなる。

結果 9 たな卸資産の評価基準について	
現状（会計処理、問題点）	
たな卸資産の評価基準として原価法が採用されている。広島市水道局では、地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針の規定を根拠に低価法を採用していないとのことである。	
千田町の資材管理所を往査し、貯蔵品の管理状況について現場視察及びヒアリングを行った。貯蔵品は整然と保管されており、管理状況は良好であったが、保存が長期間に及んでいる物品が見受けられた。	
監査人の指摘	
たな卸資産の評価については、地方公営企業法施行規則に以下のように規定されている。	
「第 8 条 資産については、この省令に別段の定めがある場合を除き、その取得原価又は出資した金額をもつて帳簿価額としなければならない。	
3 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において、帳簿価額として当該各号に定める価格を付さなければならない。	
三 たな卸資産であつて、事業年度の末日における時価がその時の帳簿価額より低いもの（重要性の乏しいものを除く。）事業年度の末日における時価」	
また、地方公営企業法施行規則の規定について、地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針には以下のような規定がある。	
第 4 章 資産に関する事項 第 1 節 資産の評価 第 4 たな卸資産の評価	
3 「たな卸資産であつて、事業年度の末日における時価がその時の帳簿価額より低いもの（重要性の乏しいものを除く。）は、事業年度の末日における時価を帳簿価額として付さなければならない、低価法が義務付けられている（規則第 8 条第 3 項第 3 号）。」	
4 「規則第 8 条第 3 項第 3 号の「重要性の乏しいもの」とは、たな卸資産のうち、事業用の部品や消耗品等の販売活動及び一般管理活動において短期間に消費されるべきものをいい、こうしたたな卸資産の評価は、低価法によらないことができる。」	
広島市水道局では、上記指針を根拠に低価法を採用していないとのことであるが、指針が低価法の対象外とすることを認容しているのは、短期間に消費されるものに限定されている。	
保存期間が長期に及んでいる貯蔵品については、一定の回転期間を超える場合、規則的に帳簿価額を切り下げる方法を採用するなどたな卸資産の評価基準の検討が求められる。	
また、材料の品質や性能に問題があるわけではなく、工事の施工の容易さから新型の材料を使用しているケースもあるとのことであった。会計上の評価の話とは別に局内で調整を図り、滞留在庫を減少させるよう優先的に使用する材料を決定するような仕組みが必要と考える。	

結果 10 貯蔵品の移動平均単価について																																							
現状(会計処理、問題点)																																							
広島市水道局会計規程第 74 条「貯蔵品の払出価額は、個別法によるもののほか、移動平均法によるものとする。」と規定しており、主に移動平均法により払出価額を算定している。 ここで移動平均法とは、たな卸資産を異なる単価で購入した場合、これらを区別することなく、数量及び価額を前の残高に加え、平均して新単価を算出し、これをその後の払出単価とし、以下同様の方法を継続して整理する方法をいう（地方公営企業法施行規則第 1 条 12 号）。 移動平均法による払出価額の算出は貯蔵品システムを利用して行っているが、移動平均単価の計算はシステムの夜間処理で実施されており、当日の入庫取引が反映されるのは翌日の朝になっている。そのため、入庫後、同日に出庫が行われた場合に入庫取引が反映されず、前日の移動平均単価を使用している。																																							
詳細情報																																							
以下の表は、貯蔵品システムから出力した入出庫明細データを包括外部監査人が加工して作成した、品目コード 1038005590 の単価データである。																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>入出庫区分 名称</th><th>伝票日付</th><th>入出庫単 価（円）</th><th>入 出 庫 数</th><th>入出庫金額 （千円）</th><th>在庫単価 （円）</th><th>在 庫 数</th><th>在庫金額 （千円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入庫</td><td>20200616</td><td>213,860</td><td>3</td><td>641</td><td>206,092</td><td>12</td><td>2,473</td></tr> <tr> <td>入庫</td><td>20200626</td><td>211,670</td><td>96</td><td>20,320</td><td>211,050</td><td>108</td><td>22,793</td></tr> <tr> <td>支給材出庫</td><td>20200626</td><td>206,092</td><td>96</td><td>19,784</td><td>250,717</td><td>12</td><td>3,008</td></tr> </tbody> </table>								入出庫区分 名称	伝票日付	入出庫単 価（円）	入 出 庫 数	入出庫金額 （千円）	在庫単価 （円）	在 庫 数	在庫金額 （千円）	入庫	20200616	213,860	3	641	206,092	12	2,473	入庫	20200626	211,670	96	20,320	211,050	108	22,793	支給材出庫	20200626	206,092	96	19,784	250,717	12	3,008
入出庫区分 名称	伝票日付	入出庫単 価（円）	入 出 庫 数	入出庫金額 （千円）	在庫単価 （円）	在 庫 数	在庫金額 （千円）																																
入庫	20200616	213,860	3	641	206,092	12	2,473																																
入庫	20200626	211,670	96	20,320	211,050	108	22,793																																
支給材出庫	20200626	206,092	96	19,784	250,717	12	3,008																																
6 月 16 日に在庫数 12 個、単価 206,091.92 円の貯蔵品について、6 月 26 日に 96 個入庫後に同数を出庫している。本来は、入庫後の移動平均単価である 211,050.21 円を払出単価とすべきだが、前日までの単価である 206,091.92 円により払出金額を算定している。結果として、6 月 26 日の取引後の在庫単価は 250,716.58 円となっており、本来のあるべき単価 211,050.21 円を大きく上回る単価で評価されている。																																							
監査人の指摘																																							
企業会計基準第 9 号棚卸資産の評価に関する会計基準 6-2 において、「棚卸資産については、原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算して取得原価とし、次の評価方法の中から選択した方法を適用して売上原価等の払出原価と期末棚卸資産の価額を算定するものとする。」と規定されている。いずれの評価方法を選択するとしても、取得原価を基に払出単価と期末単価を算定することとなっている。 現状の広島市水道局の計算では、上記の例のように取得原価をベースに算定した在庫単価を大きく上回る在庫単価が付されている。貯蔵品の払出価額が移動平均法により算定される場合は、移動平均単価はリアルタイムの払出単価が適用されるべきである。特に単価変動の影響を強く受ける貯蔵品は払出単価による損益の影響が大きいため、適切な払出単価での会計処理を行う必要がある。																																							

意見 31 リース会計の適用について	
現状(会計処理、問題点)	
リース取引を実施するに当たり、リース会社からの報告に基づきリース取引がファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引のいずれに該当するか判定している。	
監査人の意見	
リース取引を実施するに当たり、リース取引がファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引のいずれに該当するか選択する必要がある。 ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引(リース取引に関する会計基準第5項)のことで、「解約不能のリース取引」と、「フルペイアウトのリース取引」のいずれの条件も満たすリース取引のことである(リース取引に関する会計基準の適用指針第5項)。 一方、オペレーティング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引のことである(リース取引に関する会計基準第6項)。 フルペイアウトに関する具体的な判断方法として、解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値が、当該リース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額のおおむね 90 パーセント以上であること、解約不能のリース期間が、当該リース物件の経済的耐用年数のおおむね 75 パーセント以上であることの二つがあり、いずれかの条件を満たした場合には、フルペイアウトのリース取引と判断する。 ここで、水道局におけるリース取引の判定に関して、現状はリース会社から提供される書類に基づき判定しているが、例えばフルペイアウトの条件を検討する際のリース料総額の現在価値やリース物件の経済的耐用年数といった情報が読み取れないことから、当該書類だけでは根拠として不十分であると考えられる。 契約書等の資料の閲覧、担当者への質問により、リース取引に係る会計処理は結果として正しい処理となっており、修正等が必要となるものはなかったが、水道局において、リース取引がファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引のいずれに該当するか判定する詳細な方法を検討することが望ましい。	

意見 32 退職手当の負担について	
現状(会計処理、問題点)	
退職手当に係る一般会計等との負担区分の考え方を文書化したものはないが、退職時に所属する会計が退職手当を全額負担する運用となっている。	
監査人の意見	
広島市水道局では、退職給付引当金について簡便法により年度末における自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当(期末自己都合要支給額)により計上している。 (広島市水道局会計規程) 第5章の2 引当金 (引当金の計上) 第90条の2 引当金は、次に掲げるものを計上する。 (1) <u>退職給付引当金</u> (2) 賞与引当金	

- (3) 貸倒引当金
- (4) その他引当金の要件を満たすもの
- 2 前項第1号に掲げる退職給付引当金の計上は、簡便法によるものとする。
- 3 第1項第2号から第4号までに掲げる引当金の計上方法は、管理者が別に定める。

ここで、退職手当に係る一般会計等との負担区分の考え方について、文書化したものはないが、退職時に所属する会計が退職手当を全額負担する運用となっている。例えば、水道局以外の他部局へ異動したことがある者が、水道局で退職した場合、他部局で在籍した期間も含めて水道局が全額の支払いを行い、逆に水道局以外で退職した場合、当該他部局にて退職金を負担することとなる。

「地方公営企業会計制度の見直しについて」（平成25年12月 総務省）によれば、退職給付引当金の計上に係る基本方針として、一般会計と地方公営企業会計の負担区分を明確にした上で、地方公営企業会計負担職員について引当てを義務付けるとしている。

また「地方公営企業法施行規則」においても、以下のとおり規定されている。

（地方公営企業法施行規則）

（負債の評価）

第十二条

2 次の各号に掲げる負債については、事業年度の末日において適正な価格を付さなければならない。

一 退職給付引当金（企業職員に支給する退職手当に係る事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいい、当該地方公営企業において負担すべきものに限る。）のほか、第二十二條の規定により計上すべき引当金

地方公営企業は独立採算制が原則とされており、水道料金の算定基礎となる水道事業会計において、他会計で負担すべき退職給付引当金を計上することは適切ではないと考えられることから、職員の退職手当について、在職期間等を基準に関係者間で負担する方法を採用するなど、負担関係を見直す必要がないかを協議・検討することが望ましい。

結果 11 検針員の奨励金について

現状（会計処理、問題点）

計量事務委託契約書で取り決められている検針員の奨励金について、引当計上されていない。

監査人の指摘

地方公営企業法施行規則において、引当金の取り扱いに関して以下のとおり規定されている。

第二十二條 将来の特定の費用又は損失（収益の控除を含む。）であつて、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができると認められるものは、当該金額を引当金として予定貸借対照表等（令第十七条の二第一項第六号に掲げる予定貸借対照表及び法第三十條第九項に規定する貸借対照表をいう。以下同じ。）に計上し、当該事業年度の負担に帰すべき引当額を費用に計上しなければならない。

つまり、以下4要件に当てはまる場合は、引当金として負債計上及び引当額を費用計上しなければならない。

1. 将来の特定の費用又は損失であること
2. その発生が当該事業年度以前の事象に起因すること
3. 発生の可能性が高いこと
4. その金額を合理的に見積もることができること

当該規定に照らし、令和 2 年度末時点で検針員の奨励金については以下のとおり引当金を計上する要件を満たしているため、負債として認識する必要がある。

- ①検針員に将来支払う特定の費用であること
- ②発生原因が、計量事務の役務提供という当事業年度以前の事象に起因していること
- ③計量事務委託契約書で取り決められていることから、発生の可能性は高いこと
- ④計量事務委託契約書に奨励金の算出方法について取り決められていることから、合理的に奨励金を見積もることができること

結果 12 検針員の慰労金について

現状（会計処理、問題点）

計量事務委託契約書で取り決められている検針員の慰労金について、引当計上されていない。

監査人の指摘

結果 11 と同様に、地方公営企業法施行規則において、引当金の取り扱いに関して以下のとおり規定されている。

第二十二条 将来の特定の費用又は損失（収益の控除を含む。）であつて、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができると認められるものは、当該金額を引当金として予定貸借対照表等（令第十七条の二第一項第六号に掲げる予定貸借対照表及び法第三十条第九項に規定する貸借対照表をいう。以下同じ。）に計上し、当該事業年度の負担に帰すべき引当額を費用に計上しなければならない。

つまり、以下 4 要件に当てはまる場合は、引当金として負債計上及び引当額を費用計上しなければならない。

1. 将来の特定の費用又は損失であること
2. その発生が当該事業年度以前の事象に起因すること
3. 発生の可能性が高いこと
4. その金額を合理的に見積もることができること

当該規定に照らし、令和 2 年度末時点で検針員の慰労金については以下のとおり引当金を計上する要件を満たしているため、負債として認識する必要がある。

- ①検針員に将来支払う特定の費用であること
- ②発生原因が、計量事務の役務提供という当事業年度以前の事象に起因していること
- ③計量事務委託契約書で取り決められていることから、発生の可能性は高いこと
- ④計量事務委託契約書に慰労金の算出方法について取り決められていることから、合理的に慰労金を見積もることができること

意見 33 PCB廃棄物の負債計上について

現状（会計処理、問題点）

ＰＣＢ廃棄物について令和２年度末時点で廃棄処理が終了していないものが複数存在しているが、将来発生するこれらの処分費用について引当金として負債計上されていない。

監査人の意見

広島市水道局はＰＣＢ廃棄物について廃棄処分を実施しているが、令和２年度末時点で廃棄処理が実施されていないＰＣＢ廃棄物を以下のとおり保管している。

保管施設	廃棄物の種類	濃度区分	数量
高陽浄水場	コンデンサー(3kg 以上)	高濃度	1 台
	ブッシング	不明	6 台
	塗膜（分析試料）	低濃度	954g
	その他（手袋、養生シート）	低濃度	1, 080g
緑井浄水場	塗膜	低濃度	15 缶
	歩廊	低濃度	3 か所
	2 系ろ過池洗浄配管	低濃度	570m
	2 系浄水池上屋排水管	低濃度	3 か所
	塗膜（配泥管 150A）	低濃度	18. 1m
	塗膜（排泥弁 150A）	低濃度	8 台
	塗膜（仕切弁 150A）	低濃度	4 台

ＰＣＢ廃棄物を保管する場合、毎年保管や処分の状況についての届出を行うことのほか、政令で定める期間内の処分が義務づけられている。

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）

（期間内の処分）

第十条 保管事業者は、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類ごと及び保管の場所が所在する区域ごとに高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間（以下「処分期間」という。）内に、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令）

（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の期間）

第六条 法（※1）第十条第一項の政令で定める期間は、別表の上欄に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類及び同表の中欄に掲げる保管の場所の所在する区域の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間とする。

（その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の期間）

第七条 法（※1）第十四条の政令で定める期間は、法の施行の日から令和九年三月三十一日までとする。

(※1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
別表（第六条関係）

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類	保管の場所の所在する区域	期間
一 廃ポリ塩化ビフェニル等及び廃変圧器等	鳥取県、島根県、岡山県、 <u>広島県</u> 、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域	平成二十八年八月一日から平成三十年三月三十一日まで
二 前号に掲げるもの以外の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、 <u>広島県</u> 、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域	平成二十八年八月一日から令和三年三月三十一日まで

地方公営企業法施行規則において、引当金の取り扱いに関して以下のとおり規定されている。

（地方公営企業法施行規則）

第七章 引当金

（引当金）

第二十二條 将来の特定の費用又は損失（収益の控除を含む。）であつて、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができるものと認められるものは、当該金額を引当金として予定貸借対照表等（令第十七条の二第一項第六号に掲げる予定貸借対照表及び法第三十条第九項に規定する貸借対照表をいう。以下同じ。）に計上し、当該事業年度の負担に帰すべき引当額を費用に計上しなければならない。

つまり、以下 4 要件に当てはまる場合は、引当金として負債計上及び引当額を費用計上しなければならない。

1. 将来の特定の費用又は損失であること
2. その発生が当該事業年度以前の事象に起因すること
3. 発生の可能性が高いこと
4. その金額を合理的に見積もることができること

当該規定に照らし、令和 2 年度末時点で保管する P C B 廃棄物の処分費用は以下のとおり引当金を計上する要件を満たしているため、負債として認識する必要がある。

1. 将来の特定の費用であること
2. 発生原因が、P C B 廃棄物を含む資産の取得という当事業年度以前の事象に起因していること
3. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法により、処分期限が定まっていることから、発生の可能性は高いこと
4. 過去の処分実績、業者からの見積書等により合理的に処分金額を見積もることができること

結果 13 長期前受金について

現状（会計処理、問題点）

償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金、その他これらに類するものをもって償却資産を取得し又は改良した場合、当該補助金等の額を長期前受金勘定に整理するものとされている（地方公営企業法施行規則第 21 条第 1 項、第 7 条第 4 項第 1 号）。

令和 2 年度末時点における長期前受金の（各財源別）貸借対照表計上額について、固定資産台帳上の各財源別内訳額との整合性を確認したところ、以下のとおり両者に差異が生じている。

(単位：千円)

勘定科目	貸借対照表	固定資産台帳	差異
国庫（県）補助金	15,559,825	15,612,095	-52,269
工事負担金	44,459,736	44,438,836	20,900
受贈財産評価額	37,230,775	37,502,154	-271,378
一般会計補助金	118,707	118,677	30
その他長期前受金	1,156,253	1,155,936	317

監査人の指摘

長期前受金の（各財源別）貸借対照表計上額と、固定資産台帳上の各財源別内訳額の不一致について、その差異となった要因を把握し、必要に応じて貸借対照表数値又は固定資産台帳数値を修正する必要がある。

また、毎年度決算において、貸借対照表計上額と固定資産台帳の金額との整合性を確認する必要がある。

意見 34 キャッシュ・フロー計算書の計上区分について	
現状（会計処理、問題点）	
固定資産の撤去に要する費用と P C B 廃棄物の処理に要する費用に係るキャッシュ・フローについて、業務活動によるキャッシュ・フローに区分して表示している。	
監査人の意見	
公営企業において、決算に併せて提出すべき書類にキャッシュ・フロー計算書が定められている（地方公営企業法施行令第 23 条）。キャッシュ・フロー計算書の様式については、地方公営企業法施行規則別記第 15 号（第 49 条関係）様式に準じて作成するものとされており、業務活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローの区分を設けて表示する必要がある。 業務活動によるキャッシュ・フローの区分には、地方公営企業の通常の業務活動の実施に係る資金の状態を表すため、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出等、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載する。 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表すため、地方公営企業の通常の業務活動の実施の基礎となる固定資産の取得及び売却、投資資産の取得及び売却等によるキャッシュ・フローを記載する。 財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、増減資による資金の収入・支出及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載する。 上記に照らし、固定資産の撤去に要する費用と P C B 廃棄物の処理に要する費用に	

係るキャッシュ・フローは、固定資産に関連して発生したキャッシュ・フローであるため、投資活動によるキャッシュ・フローに区分して表示することが適切である。

なお、広島市水道局の見解は以下のとおりである。

「3 条予算で執行する経費については営業損益計算の対象となる取引に該当するため、業務活動によるキャッシュ・フローとして整理している。P C B 廃棄物処理費用は収集運搬業務委託契約の中で発生する費用であり、3 条予算で執行することが適切であると考えていることから、業務活動によるキャッシュ・フローの区分として整理している。」

この点、P C B 廃棄物の処分は法令で要求される法律上の義務であることから、「有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるもの」である資産除去債務に該当するが、資産除去債務の履行により生じる支出についてはキャッシュ・フロー計算書上、投資活動によるキャッシュ・フローの項目として取り扱うと規定している（資産除去債務に関する会計基準の適用指針第 13 項、28 項）。当該規定に鑑み、P C B 廃棄物の処理に要する費用を投資活動によるキャッシュ・フローに区分して表示することが適切である。